

令和8年度健康教育・食育行政担当者連絡協議会

学校保健関係

令和8年5月

総合教育政策局 健康教育・食育課
保健指導係、保健管理係、がん教育推進係



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

0. 最近の動向



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

～最近の動向（学校保健関係）～

養護教諭

【公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律（義務標準法）の一部を改正する法律】

- 養護教諭等の複数配置に係る算定基準について、小学校については児童の数が851人以上から801人以上の学校に、中学校については生徒の数が801人以上から751人以上の学校にそれぞれ引き下げる。
- 令和10年3月31日までの間は、児童又は生徒の数及び教職員の総数の推移等を考慮し、この法律による改正後の教職員定数の標準に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定めるものとする。

※「養護教諭等」…養護をつかさどる主幹教諭及び主務教諭、養護教諭並びに養護助教諭

児童生徒等の健康診断

【学校における持続可能な保健管理の在り方に関する調査検討会】

- 学校医の確保困難化、学校の働き方改革等を踏まえ、文部科学省の有識者会議において、学校健康診断を中心とする保健管理の在り方について見直しを検討中。
- 教育関係者や医療関係者などの意見を踏まえながら議論を進めており、現時点で第6回まで開催。

心の健康

【自殺対策基本法の一部を改正する法律】

- 学校は、自殺防止等の観点から、
 - ① 心の健康の保持のための健康診断、保健指導等の措置を行うよう努める
 - ② 精神保健に関する知識の向上に努めるという規定が追加される。

学校保健関係予算

【令和8年度当初予算】

- 学校保健・食育推進体制支援事業 [\[継続\]](#)
- 学校健康診断情報のPHRへの活用推進事業 [\[継続\]](#) ※一部[新規](#)あり
- 現代的な健康課題（がん教育等）理解増進事業 [\[継続\]](#)

【令和7年度補正予算（前年度繰越）】

- 健康診断・健康観察に係る調査研究事業 [\[新規\]](#)

～最近の動向（学校保健関係）～ 続き

参考資料・

啓発資料

※令和7年度に
作成・改訂したもの

【参考資料】

＜文部科学省作成＞

- 心理・福祉分野に強みを持つ養護教諭の養成・育成プログラム ※後日文部科学省ホームページ上にて公開

＜日本学校保健会作成＞

- 学校において予防すべき感染症の解説 令和5年度改訂【追補版】
- 学校における結核対策マニュアル 令和7年度改訂
- 歯科保健教育指導事例集
- 保健教育・保健管理に関する調査事業報告書
- 心の健康に関する参考資料
- 事後措置等の学校と医療機関等との連携に係るモデルケース 等

【啓発資料】

- 目の健康に関する啓発資料「大切な目をまもろう」
- 脊柱側弯症に関する啓発資料「背骨からのSOS、見逃していませんか？」

【事務連絡】

- ・「学校における献血への理解増進に向けた取組について」（令和8年6月10日付）
- ・「改正自殺対策基本法における心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等について」（令和8年1月23日付）
- ・「こどもの性と健康に関する普及啓発等の取組のさらなる充実について」（令和8年3月11日）
- ・「学校等におけるてんかん発作時のジアゼパム点鼻液（スピジア）の投与について」（令和8年4月16日付）
- ・「学校等におけるアナフィラキシーショック時の点鼻液（ネフィー）の投与について」（令和8年4月16日付）

【通知】

- ・「新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に悩む児童生徒への配慮について」（令和7年9月30日付）
- ・「学校環境衛生基準の一部改正について」（令和8年2月27日付）

事務連絡・通知

※特に重要な情報

1. 養護教諭の動向



文部科学省

MEXT

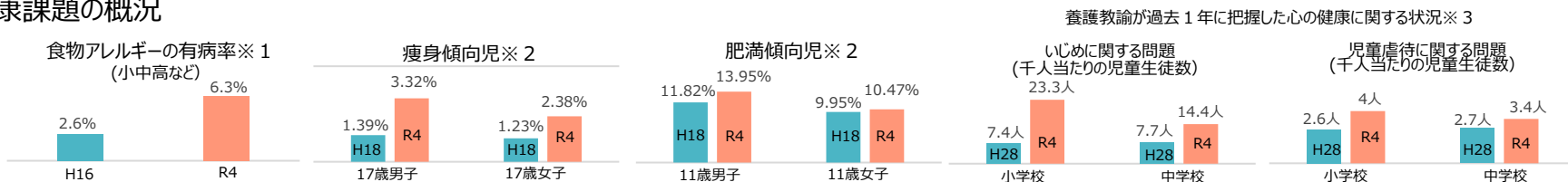
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

養護教諭の複数配置基準の引下げについて

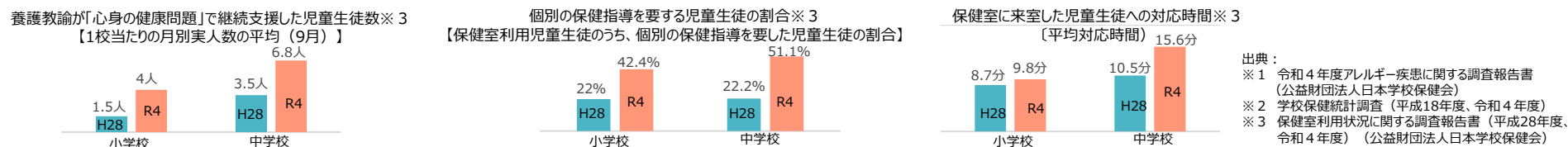
現状・課題

- アレルギー疾患、肥満・痩身、生活習慣の乱れ、感染症、いじめ等を背景とした心身の不調など、児童生徒が抱える現代的な健康課題は多様化・複雑化
 - 実態としても、養護教諭が心身の健康課題で継続支援した児童生徒数や個別の保健指導を要する児童生徒の割合は増加しているほか、保健室に来室した児童生徒1人あたりの対応時間も増加
- ➡大規模校になるほど対応が必要な児童生徒数や対応に必要な時間が増え、1人配置では個に応じた継続的な指導・支援の充実が難しい状況。

健康課題の概況



学校保健に関する職務をとりまく環境の変化



対応

- 養護教諭の業務負担の多い大規模校においても、多様化・複雑化する児童生徒の心身の健康課題に対し、個に応じたきめ細かく継続的な支援・指導が行えるよう、小・中学校の複数配置基準を50人引き下げるための定数を確保する。（小：851人→801人以上、中：801人→751人以上）

学校保健・食育推進体制支援事業

令和8年度予算額
(前年度予算額)

52百万円
52百万円)



背景・課題

養護教諭

- 現代的健康課題への対応（生活習慣の乱れ、感染症、メンタルヘルスの問題、いじめ・貧困等を背景とした心身の不調、ICT環境の変化など）
- 養護教諭に求められる役割の変容・増大（健康相談、健康観察、保健指導などの対応の充実）
- 児童生徒等への対応と並行し、学校の衛生環境等の管理、関係機関との連携等の業務の実施

- 養護教諭の多くは、各学校で一人配置
- 様々な健康課題を抱える児童生徒等への継続した支援や、医療・心理・福祉等に関する知識等の向上の機会が不十分

栄養教諭

- 肥満、やせ傾向、食物アレルギー等の多様な健康課題を有する児童生徒への個別指導の必要性
- 食を取り巻く現代的な課題に対応する指導のための体制整備の必要性
- 昨今の物価高騰等を踏まえた食材の調達や献立作成、衛生管理など、給食管理業務の複雑化

- 栄養教諭の多くは、複数校を兼務
- 各学校に在籍している多様な課題を抱える児童生徒等へのきめ細かな対応が困難

事業内容

- 都道府県・指定都市が、養護教諭・栄養教諭の経験者や有資格者を学校に派遣し、繁忙期や研修時等の体制強化を行う事業を実施
- 国が経費の一部を補助することで、子供の心身の健康を担う養護教諭や栄養教諭について、**業務体制の強化**、時代に即した**資質能力の向上**、**働き方改革**を実現

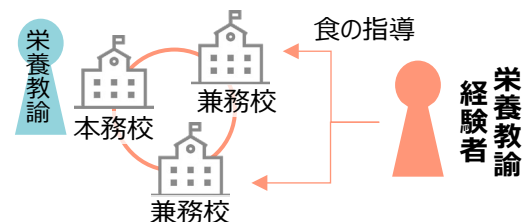
事例1：繁忙期の養護教諭の複数体制に活用

- 健康診断の時期（主に4月から6月）や、学校行事、年度末等、養護教諭の繁忙期に、**養護教諭経験者や有資格者を派遣**



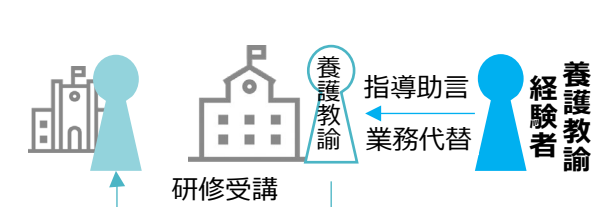
事例2：本務未配置校での食の指導の充実

- 栄養教諭の本務未配置校（他校との兼務等）に対し、**栄養教諭経験者や有資格者を派遣**



事例3：若手養護教諭・栄養教諭の資質向上

- 若手養護教諭・栄養教諭が配置されている学校に、**経験者を派遣**。日常的な指導・助言や研修時の業務代替を担当



アウトプット（活動目標）

都道府県・指定都市が養護教諭・栄養教諭の経験者等を学校に派遣。繁忙期等の業務支援や食の指導の充実等を図る

短期アウトカム（成果目標）

複雑化・多様化する現代的健康課題を抱える児童生徒等への対応の充実、養護教諭・栄養教諭の資質能力の向上

長期アウトカム（成果目標）

児童生徒等が、養護教諭・栄養教諭に相談しやすい環境の整備

事業実施期間

令和5年度～

＜実施主体＞ 都道府県又は指定都市
＜補助率＞ 派遣に係る経費の3分の1を補助

学校保健・食育推進体制支援事業の活用例

- ◆子供の心身の健康を担う養護教諭・栄養教諭の業務支援の充実を図るため、**養護教諭・栄養教諭の免許状を有する者（※）を学校へ派遣（※）**し、①**繁忙期や大規模校における業務支援**や、②経験の浅い養護教諭・栄養教諭への**指導・助言や研修機会の確保**などを行う。

※栄養士又は管理栄養士の免許を有する者、養護助教諭としての勤務経験を有する者を含む。いずれも現在、養護教諭・栄養教諭等として勤務していない者。

※派遣の頻度・期間については、年間を通じて週5日フルタイムで配置したり、週2日派遣したり、特定の期間のみ派遣したりするなど、様々な対応が可能。

【活用例1】養護教諭の複数配置に活用

○域内にある大規模校のうち、養護教諭の配置が一人である学校に養護教諭を派遣し、二人配置にする。

○健康診断の時期に、週2～3日、養護教諭を派遣したり、学校行事の時や年度末に養護教諭を派遣したりするなど、繁忙期の業務支援を行う。



一人配置の養護教諭にかかる業務負担が大きい



二人配置になり、個々の児童生徒への支援が充実

【活用例2】不登校等に係る児童生徒の相談支援に活用

○学びの多様化学校(分教室型を含む)や校内教育支援センター(スペシャルサポートルーム等)がある学校等に、通常業務を行う養護教諭に加えて、不登校の未然防止や不登校児童生徒の心身の健康について主として対応する養護教諭を配置する。



通常業務
+
不登校等に係る相談支援



通常業務



不登校等に係る相談支援

養護教諭には、救急処置や感染症対策などの通常業務があるため、不登校等への対応に十分な時間がかけられない

不登校等への対応に関し、養護教諭の専門性を生かした相談支援を行う養護教諭を追加して配置

【活用例3】学校保健体制の強化に活用

○学校保健体制に課題のある学校に、養護教諭や栄養教諭を派遣し、各学校の体制を強化する。

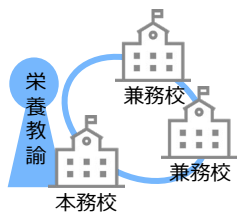
遠隔地にある学校や夜間中学など、様々な事情で養護教諭や栄養教諭が配置されていない学校では、学級担任等が学校保健業務を担っている



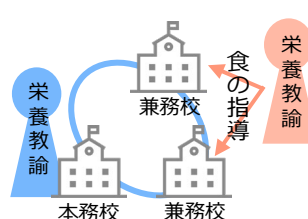
養護教諭や
栄養教諭を
派遣

【活用例4】食の指導の充実に活用

○本務栄養教諭が配置されていない学校に、栄養教諭を派遣し、食の指導の充実に図る。



複数校を兼務しているため、兼務校における食の指導が十分にできていない

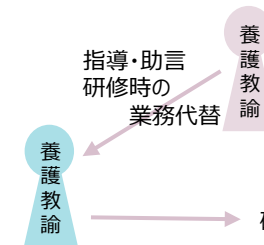


兼務校に、食の指導を担当する栄養教諭を派遣

【活用例5】若手養護教諭の資質能力向上に活用

○若手養護教諭が配置されている学校に、経験豊富な養護教諭を派遣し、日常的な指導・助言や研修時の業務代替を行う。

・校内に他の養護教諭がいないため、養護教諭の専門性に関する指導・助言が得られない
・校外や長期の研修に参加できない



・経験豊富な養護教諭からの日常的な指導・助言が得られる
・研修機会が確保できる

2. 児童生徒等の健康診断



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

ポイント

- 改めてこれまでの通知や事務連絡等の内容について、健康診断の実施に当たって留意すべき事項としてとりまとめた。
- 日本医師会と協力して、学校医に健康診断について説明するためのリーフレットを作成した。

1. 健康診断の時期時期及び学校医の確保について

- 健康診断の実施時期は、学校医の日程の確保が困難になるなど実施体制が整わないといった特別な場合を除き、毎学年、6月30日までに行うものとされている。
- 学校医等の確保ができないなどのやむを得ない事情がある場合に限り、学校医等が不在の間、継続して児童生徒等の保健管理を行うために、医療機関等への委託によって学校医等の代替となる医師等を確保することも許容されることとしている。
- 学校の設置者は、必要に応じて各地域の医師会等と連携するなど、学校医の確保に努め、学校医等の確保が困難な場合は医療機関等への委託によって、健康診断を含む保健管理が滞りなく行われるよう適切に対応する。

2. 検査項目以外の項目を追加した健康診断の実施について

- 健康診断の検査項目は施行規則第6条第1項に規定されているが、地域や学校の実情に応じて、検査項目以外の項目を加えて実施することも可能である。
- この場合、学校の設置者及び学校の責任で、その実施の目的等と、義務付けではないことを明示し、保護者等に周知した上で、保護者等の理解と同意を得て実施する。

3. 児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断の実施について

- 健康診断時の児童生徒等のプライバシーの保護等への懸念が指摘される一方、着衣では正確な検査・診察が困難になる懸念も示されていることから、「児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備について（通知）」（令和6年1月22日付け文科省）を発出した。
- 各学校においては、健康診断の実施主体として、通知を改めて参照し、プライバシーや心情に配慮した対応などについて、学校医と相談し、共通理解を持った上で、児童生徒等及び保護者の理解が得られるよう、事前に丁寧な説明を行うなど、環境整備に努める。



4. 健康診断を受けることができなかった児童生徒等への健康診断の対応について

- 健康診断は、学校生活の円滑な実施のみならず、児童生徒等の健康の保持増進を図るために実施されるものであり、不登校等により健康診断を受けることができなかった児童生徒等に対しても、健康診断を受ける機会を確保する必要がある。
- 各学校においては、当日の欠席や長期欠席など、個別の事情により健康診断を受けることができなかった場合の対応を検討し、保健だよりや学年通信等で保護者に事前に周知するなど適切に対応する。

5. 健康診断における月経随伴症状等の早期発見及び保健指導の実施について

- 思春期の女子の月経異常等を早期に発見し、適切な相談や治療につなげることは、児童生徒等の健やかな成長の観点から重要である。
- 「児童生徒等の月経随伴症状等の早期発見及び保健指導等の実施について（事務連絡）」（令和3年12月13日付け文科省）において示しているとおり、学校の設置者又は学校においては、保健調査票等に女子の月経に伴う諸症状について記入する欄を設け、保護者にも、その記入について注意を促すなどにより、所見を有する児童生徒等を的確に把握し、健康相談や保健指導を実施したり、必要に応じて産婦人科医への相談や治療につなげたりするなど適切に対応する。

6. 健康診断と学校保健計画について

- 学校保健計画は、学校において必要とされる保健に関する具体的な実施計画であり、健康診断に関する項目も必ず盛り込むこととされている。
- 健康診断を含む学校保健計画の実施に当たっては、「学校保健法等の一部を改正する法律の公布について（通知）」（平成20年7月9日付け）に示しているとおり、学校や学校医のみならず、保護者や関係機関・関係団体等との連携協力を図っていくことが重要であり、健康診断についてもその趣旨等を保護者等の関係者に周知し共通理解を図った上で取り組む。

学校における持続可能な保健管理の在り方に関する調査検討会

(設置期間：令和7年4月18日～令和10年3月31日)

(設立趣旨)

近年、学校を取り巻く環境が変化し、児童生徒等が抱える健康課題が多様化・複雑化している中、児童生徒等の心身の健康の保持増進を図りながら、学校における持続可能な保健管理の確保が求められている。

このため、健康診断の実施や学校医の確保等の学校における児童生徒等の保健管理について、現状を把握し、今後の学校における持続可能な保健管理の在り方等について検討する必要があることから、専門的見地からの意見を聴取すること等を目的とし、「学校における持続可能な保健管理の在り方に関する調査検討会」を設置する。

現状・課題

- 児童生徒が抱える現代的な健康課題（肥満・痩身、生活習慣の乱れ、アレルギー疾患、メンタルヘルスの問題等）は多様化・複雑化していることから、個に応じた**継続的な指導・支援の充実**が求められている。
- 児童生徒等の健康診断の実施内容や実施方法について、現代的な健康課題への対応のほか、
・児童生徒等の**プライバシーや心情への配慮**
・**健康診断を受けることができなかった児童生徒等に対する健康診断を受ける機会の確保**等が求められている。
- 養護教諭も含め、**学校における働き方改革の一層の推進**が求められている状況である。
- 医療資源にかかる課題等により**学校医等の確保が困難**となっている地域がある。

議論の進め方

- 上記の現状・課題を踏まえ、主に以下の点について検討を行う。
 - (1) **学校健康診断の今日的意義の再確認**や、学校における働き方改革等を踏まえた**実施項目・実施方法の見直し**
 - (2) 養護教諭や学校医等の学校における**保健管理を担う者の負担軽減**
 - (3) その他関連する事項
- 検討に当たっては、医療関係団体や教育関係団体等の関係者からの意見等を踏まえながら実施する。

●学校における持続可能な保健管理の在り方に関する調査検討会(第6回)配布資料

1. 日時

令和8年5月20日(水曜日)10時00分～12時00分

2. 議題

1. ヒアリングを踏まえた今後の見直しの方向性について
2. その他

3. 配付資料

- ▶ [議事次第\(第6回\) \(PDF:100KB\)](#) 
- ▶ [資料1 これまでのヒアリングを踏まえた論点\(案\) \(PDF:2.9MB\)](#) 
- ▶ [参考資料1 学校における保健管理の在り方に関する調査検討会の設置について \(PDF:285KB\)](#) 
- ▶ [参考資料2 健康診断や養護教諭・学校医等について \(PDF:619KB\)](#) 

大きく7つの論点

1. 健康診断の実施項目・実施方法

- ①健康診断の意義等(総論)
- ②個別の健康診断項目
- ③心の健康の保持のための健康診断等の在り方

2. 健康診断の実施時期

3. 児童生徒等の心情やプライバシーへの配慮

4. 健康診断を受けることができなかった児童生徒等に対する健康診断

5. 健康診断の実施体制

6. 学校医の確保・役割

7. 学校健診PHR

※次ページ以降で一部紹介

2. 健康診断の実施時期

現状・課題

- 学校保健安全法施行規則第5条において、「健康診断は、毎学年、六月三十日までに行うものとする。ただし、疾病その他やむを得ない事由によつて当該期日に健康診断を受けることのできなかつた者に対しては、その事由のなくなつた後すみやかに健康診断を行うものとする。」とされている。
- 一方で、地域によっては、医師等がないなどの理由により、学校医等の確保ができず、期日までの健康診断の実施が困難となっているとの声がある。
- 令和7年に日本学校保健会で行った調査において、健康診断の全必須項目を終了した時期について、「7月以降」が7.4%であり、6月30日までに実施できなかった項目は、「心臓の疾病及び異常の有無」が37.4%、「耳鼻咽喉頭疾患の有無」が22.6%、「脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態」が20.6%、「眼の疾病及び異常の有無」が19.0%であった。

これまでの主なご意見

- 現在の学校健診では、児童生徒等一人に対して数十秒から1分ぐらいで診察をしているというのが正直なところで、流れ作業になって形骸化してしまっているのは事実であり、その一つの大きな原因が、6月30日までに全て終わらなくてはならないという期限だと思うので、**学校医が児童生徒等としっかり対面できる時間が確保されるよう期限の見直しも必要**と思う。
- 6月30日の期限については、心臓や腎臓に関する項目を水泳授業の開始に合わせていた背景があると思うが、水泳授業の廃止や縮小する自治体・学校もあるため、期限を緩和する余地はあると考える。
- 側弯症検診については、6月30日の期限にこだわらないが、成長期に側弯は進行するので、**毎年同じ時期に施行するのが望ましい**。
- 健康診断を6月30日までに行わなければならない医学的な根拠はないので、運用上、**期日までに実施可能な項目は実施し、対応ができない場合に限り、期日を延長することは必要**である。
- 6月30日の期限を緩和するのであれば、**学校としてはある程度期限を決めてもらいたい**。

論点

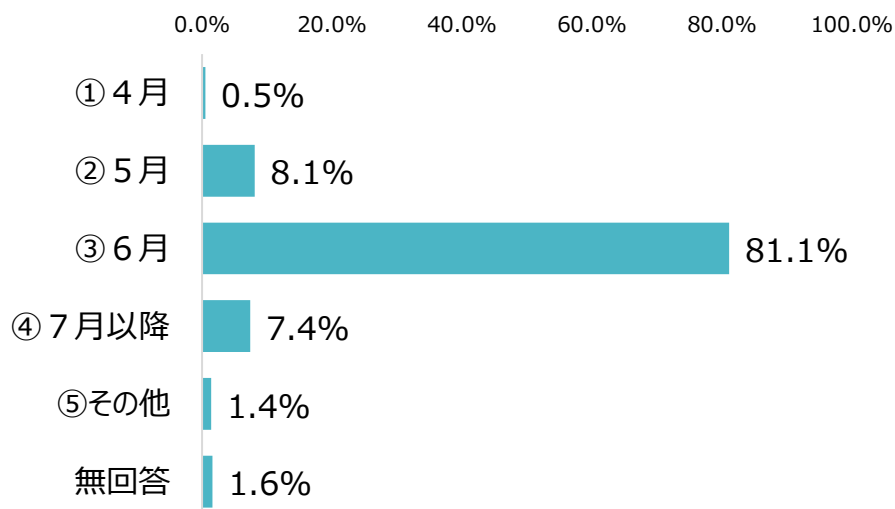
- 健康診断の意義や、地域によっては、学校医等の確保ができず、期日までの健康診断の実施が困難となっている状況を踏まえ、6月30日の期限の緩和についてどう考えるか。

＜学校＞健康診断の全必須項目を終了した時期について

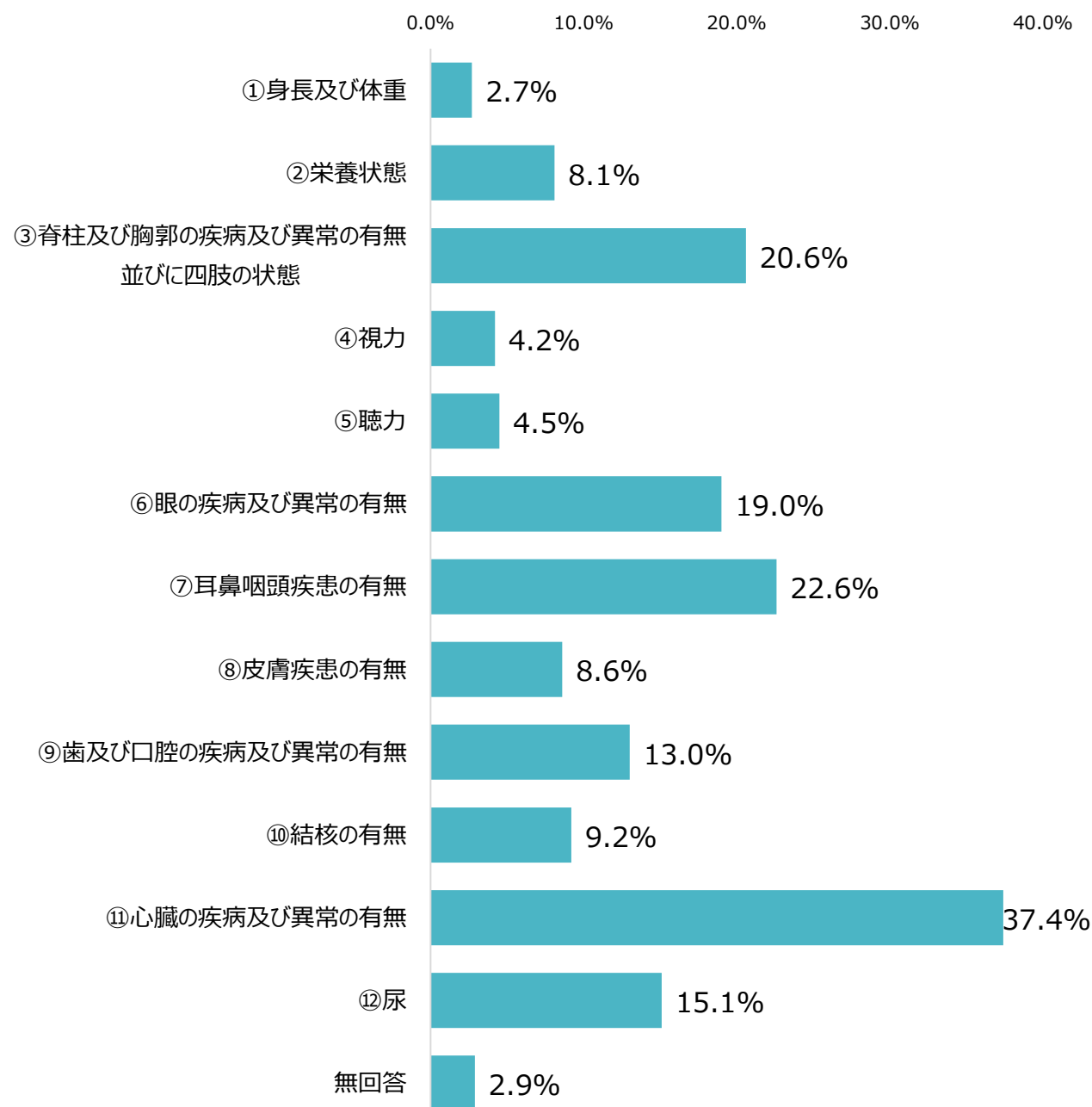
保健教育・保健管理に関する調査（日本学校保健会）

- 学校において、令和6年度に全ての必須項目を完了した時期は、「③ 6月」が81.1%であった。
- 「④ 7月以降」が7.4%であった。
- 6月30日までに実施できなかった項目は、「⑪ 心臓の疾病及び異常の有無」が37.4%、「⑦ 耳鼻咽喉頭疾患の有無」が22.6%、「③ 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態」が20.6%、「⑥ 眼の疾病及び異常の有無」が19.0%であった。

令和6年度健康診断の全必須項目を完了した時期（n=22,728）



6月30日までに実施できなかった項目（複数回答）（n=1,683）



3. 児童生徒等の心情やプライバシーへの配慮

これまでの主なご意見

- 少なくとも「脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無」、「皮膚疾患の有無」、「心臓の疾病及び異常」は健診のために脱衣が必要であり、Tシャツや体操服を着たままで診察することについては、日本医師会としては容認できない。
- 仮にどうしても着衣じゃないとできないという保護者がいる場合は、承諾書や同意書などの文書にて、**学校医が行う学校健診の対象から除外**していただきたい。
- **プライバシーの配慮と診察精度の両方を成り立たせるというのは非常に困難な状況**になっている。着衣で健診を行うことによって正確な評価は不能であるという意見が圧倒的に多く、それを保護者や児童生徒にきちんと説明をして、理解をしていただく必要がある。機器の利用や領域によっては専門科に診療をお願いするなどの切替えも必要と思われる。学校での身体診察自体をもう少し縮小してはどうか、あるいは撤廃してもいいのではないかという意見もある。
- 補助診断となる**新規医療機器の開発と実用化**や**家庭医による協力体制**で解決できるかもしれないが、当面の対応としては、学校関係者から保護者や児童生徒等に脱衣の必要性について丁寧に説明し、合意をいただくようお願いしたい。
- 側弯症検診は脱衣が原則であり、最低限、背部を直視できることが見逃しを防止するために必要である。プライバシーに配慮して検診を行う工夫として、検診の必要性、脱衣が必要であることを事前に説明しておく、実施場所は衝立やカーテン等の配置を工夫し、個別の診察スペースを確保し、他から見られないようする、**検査方法として補助検査機器を導入することも方法の1つ**である。
- 脱衣については、必要な健診は行わなければいけないということをきちんと説明して啓発し、理解されない場合は、**学校健診自体を受けるかどうかというところを明確にする**必要があると思う。

論点

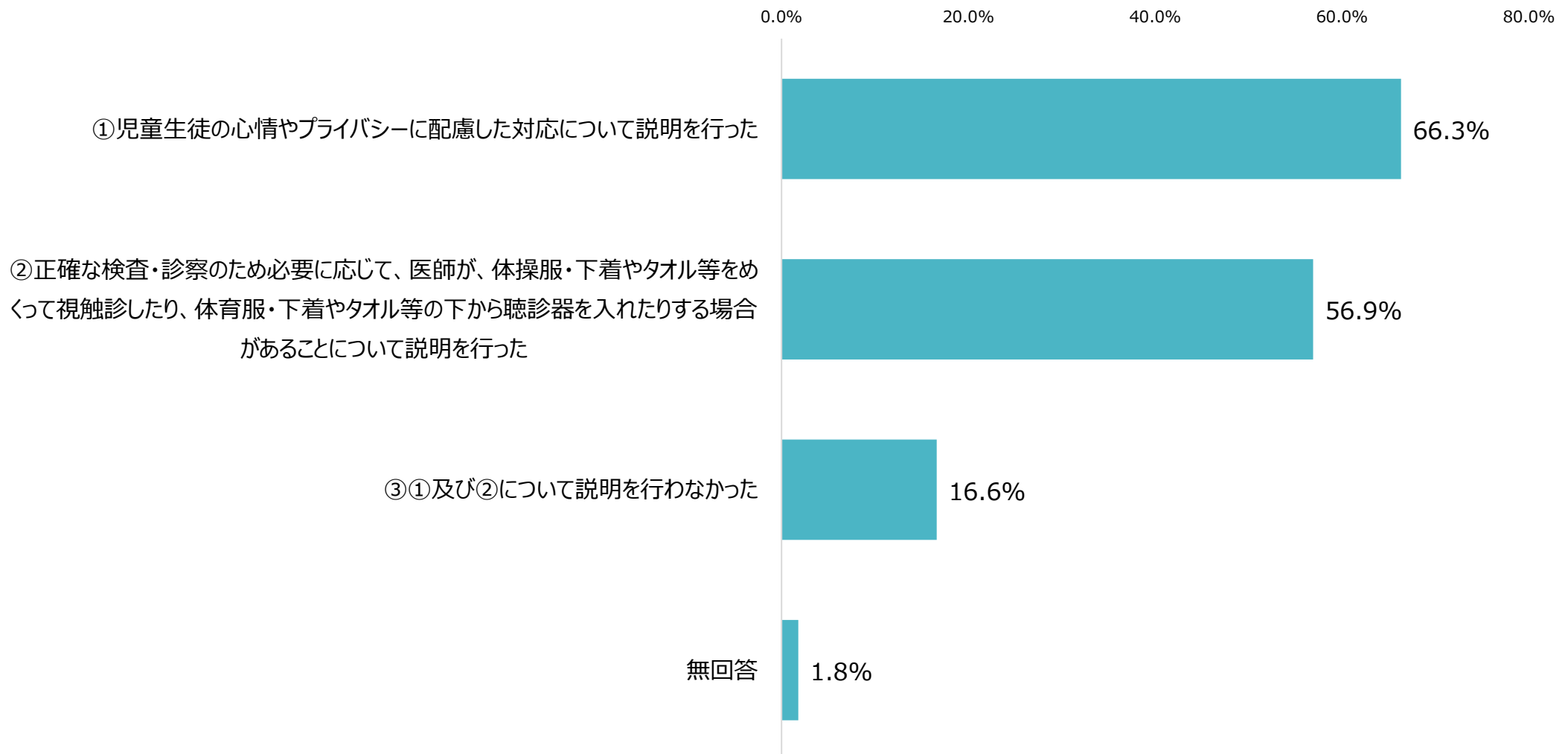
- 児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断の実施の在り方についてどう考えるか。

<学校> 児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した対応について

保健教育・保健管理に関する調査（日本学校保健会）

- 学校の事前説明において、「①心情やプライバシーに配慮した対応について説明を行った」が66.3%、「②正確な健診のための必要な検査手技について説明を行った」が56.9%であった。
- 「③説明を行わなかった」が16.6%であった。

児童生徒の心情等に配慮した対応についての事前説明について（複数回答）（n=22,728）



4. 健康診断を受けることができなかった児童生徒等に対する健康診断

現状・課題

- 健康診断は学校生活の円滑な実施のみならず、児童生徒等の健康の保持増進を図るために実施されるものであり、不登校等により健康診断を受けることができなかった児童生徒等に対しても、規則第5条ただし書き（※）に基づき、健康診断を受ける機会を確保する必要がある。
- ※ 学校保健安全法施行規則第5条において、「健康診断は、毎学年、六月三十日までに行うものとする。ただし、疾病その他やむを得ない事由によつて当該期日に健康診断を受けることができなかった者に対しては、その事由のなくなった後すみやかに健康診断を行うものとする。」とされている。
- 令和6年9月に事務連絡にて、各学校においては、当日の欠席や長期欠席など、個別の事情により健康診断を受けることができなかった場合の対応を検討し、保健だよりや学年通信等で保護者に事前に周知するなど適切に対応することについて周知している。
 - 小・中学校における不登校児童生徒数は、12年連続で増加しており、令和6年度は353,970人で過去最多となっており、学校において健康診断を受けることができなかった児童生徒が増えていることが想定される。
 - 令和7年に日本学校保健会で行った調査において、学校における健康診断を受けることができなかった場合の対応に関して、周知については「事前に周知した」が57.4%であり、具体的な対応については、「実施日が複数ある場合は、学校で別日に実施した」が62.6%、「欠席者にお便りを配布し、健康診断を促した」が60.2%、「学校医と相談の上、学校医等の医療機関で受けた（保護者引率）」が53.3%であった。
 - 同調査において、教育委員会における対応については、「各学校に対し、学校医等と相談の上、個別に対応するよう依頼している」が72.2%、「医師会等と協力し、受診できる体制を整え、学校に周知している」が10.7%であった。

これまでの主なご意見

- 不登校等の児童生徒等の健康管理を誰が行うのか、その仕組みづくりが必要である。
- 不登校等の児童生徒等の健康管理について、学校が行うのかも含めて検討が必要である。

論点

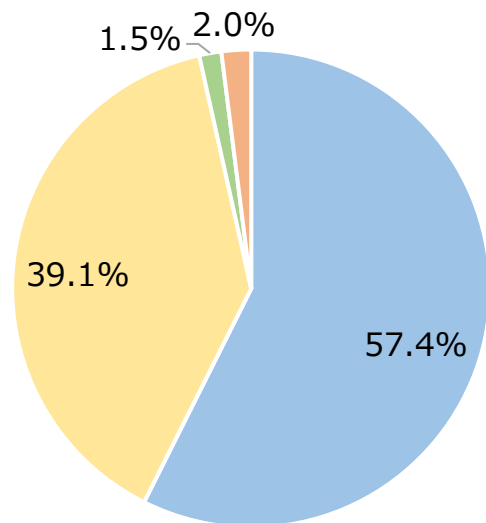
- 不登校等により健康診断を受けることができなかった児童生徒等の健康診断の在り方についてどう考えるか。

＜学校＞健康診断を受けることができなかった場合の対応について

保健教育・保健管理に関する調査（日本学校保健会）

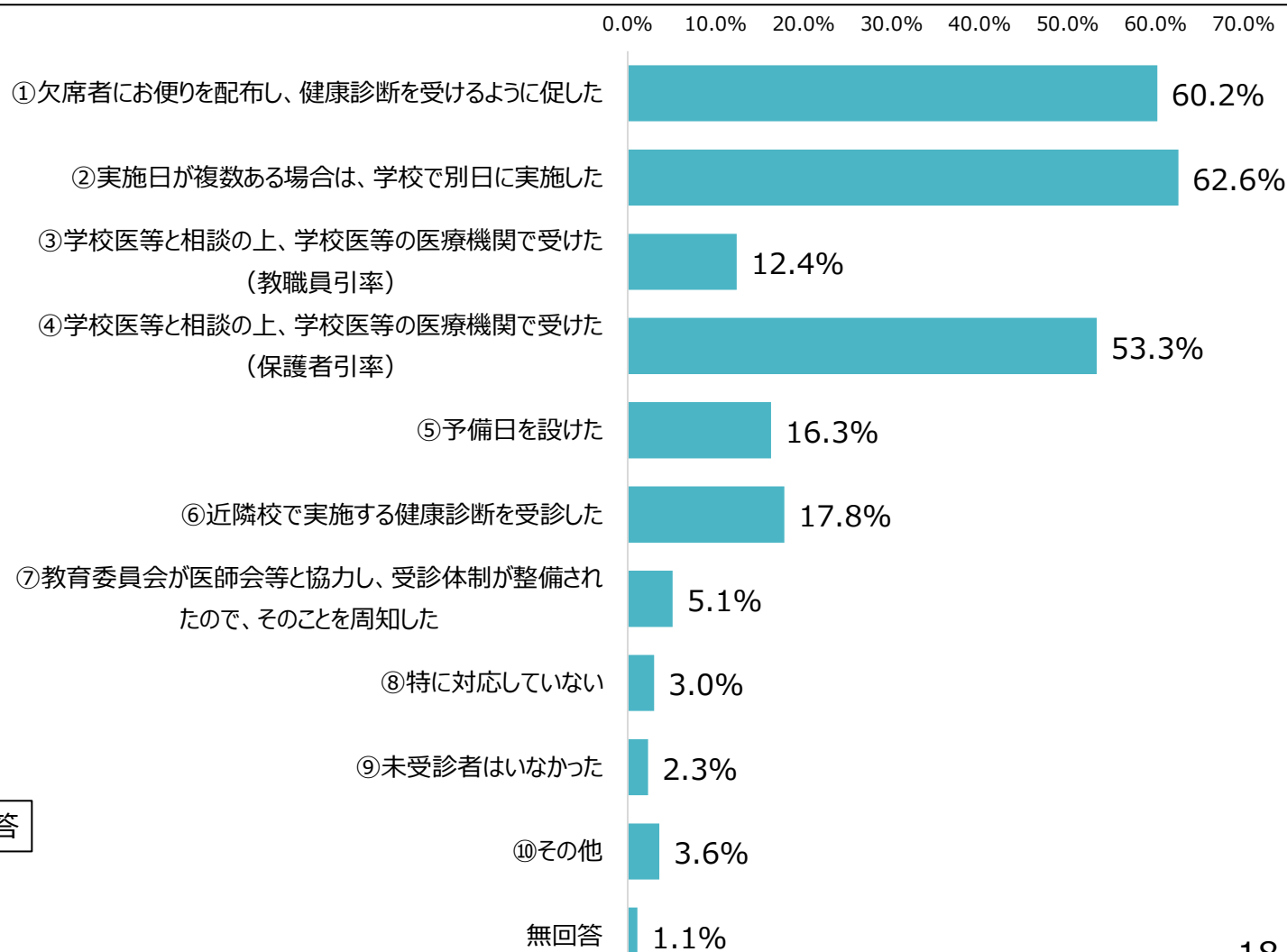
- 学校における健康診断を受けることができなかった場合の対応の周知は、「①事前に周知した」が全体で57.4%であった。
- 健康診断を受けることができなかった場合の対応として、「②実施日が複数ある場合は、学校で別日に実施した」が62.6%、「①欠席者にお便りを配布し、健康診断を促した」が60.2%、「④学校医と相談の上、学校医等の医療機関で受けた（保護者引率）」が53.3%であった。

健康診断を受けることができなかった場合の
対応の周知（n=22,728）



■ ①周知した ■ ②周知しなかった ■ ③その他 ■ 無回答

健康診断を受けることができなかった場合の対応（複数回答）（n=22,728）

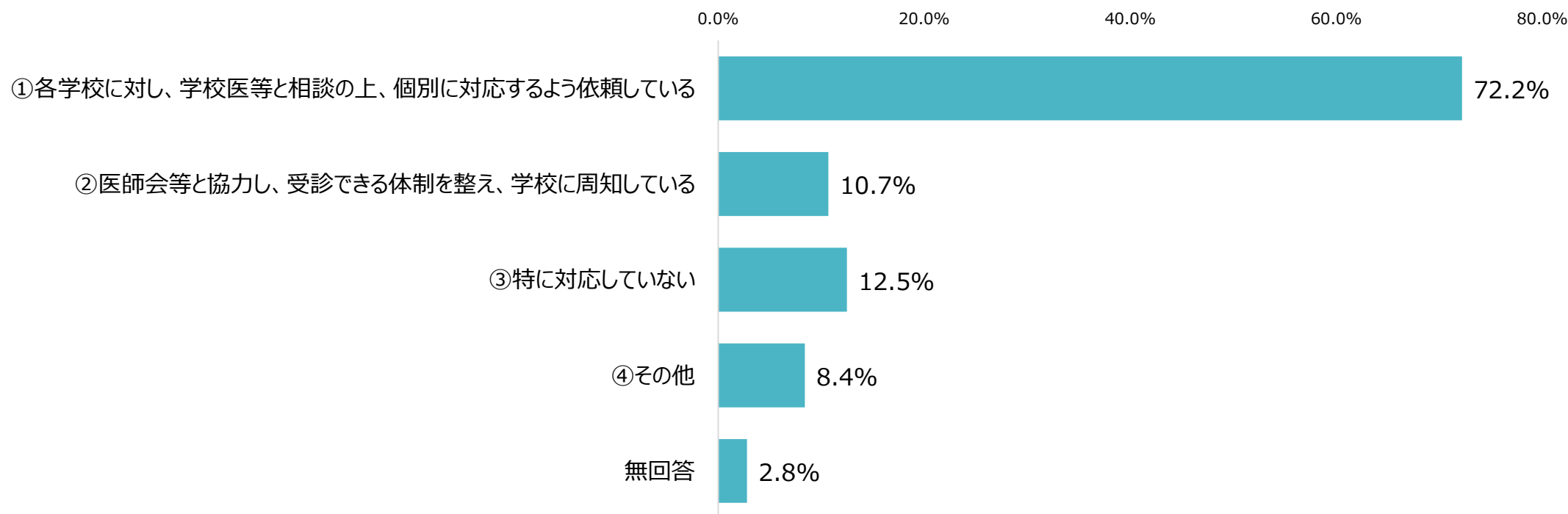


<教育委員会> 健康診断を受けることができなかった場合の対応について

保健教育・保健管理に関する調査（日本学校保健会）

- 教育委員会における健康診断を受けることができなかった児童生徒への対応は、「①各学校に対し、学校医等と相談の上、個別に対応するよう依頼している」が72.2%、「医師会等と協力し、受診できる体制を整え、学校に周知している」が10.7%であった。

健康診断を受けることができなかった児童生徒への対応（複数回答）（n=1,376）



5. 健康診断の実施体制

現状・課題

- 学校保健安全法において、学校においては児童生徒等の健康診断を行わなければならないとされており、基本的に養護教諭をはじめとする教職員及び学校医、学校歯科医により健康診断が実施されている。
- 学校における働き方改革の一層の推進が求められているとともに、学校医等の確保が困難となっている地域があることを踏まえ、健康診断の実施項目にとどまらず、実施体制についても見直しを行う必要がある。

これまでの主なご意見

- 健康診断の項目全てを**学校健診の場で行うか、医師が実施するか**というのは検討が必要ではないか。
- 従来の集団健診ではなく、プライバシーの問題も含め、**かかりつけ医での個別健診を併用する**ほうがいいのではないか。
- 1人の学校医が担うのではなく、保健師、心理師、整形外科や産婦人科の医師にも参加いただいて、**多職種で学校・医療・福祉・家庭の連携を構築するような学校健診**を考えていいのではないか。
- **医療的検査（尿検査、心電図検査、聴力、視力検査）**について、**実施者や実施場所**を見直してもいいのではないか。
- 圧倒的に養護教諭の人数が不足しており、オーバーワークになっているというのは現場の学校医からも意見としてはたくさんある。養護教諭の増員や事務補佐員等の配置を検討してもいいのではないか。
- 教職員の働き方改革については、**DXの推進**（効率、精度の向上による教職員の業務軽減）が考えられる。
- 教育関係者や学校医に対しては学校健診や学校保健についてもっと教育する機会を設けてもいいのではないか。児童生徒等、その保護者に対して、学校健診や学校保健の意味を十分説明して理解をしていただくことが必要ではないか。
- 事後措置について、その結果を養護教諭が保護者に紙媒体等で手渡していると思うが、どこに問題があったのか、どうすることが必要なのかを**本人や保護者に学校医からきちんと説明をすることや、学校、学校医、医療機関、関係部署が地域で連携できるような、地域で完結させるようなシステムを構築**してはどうか。

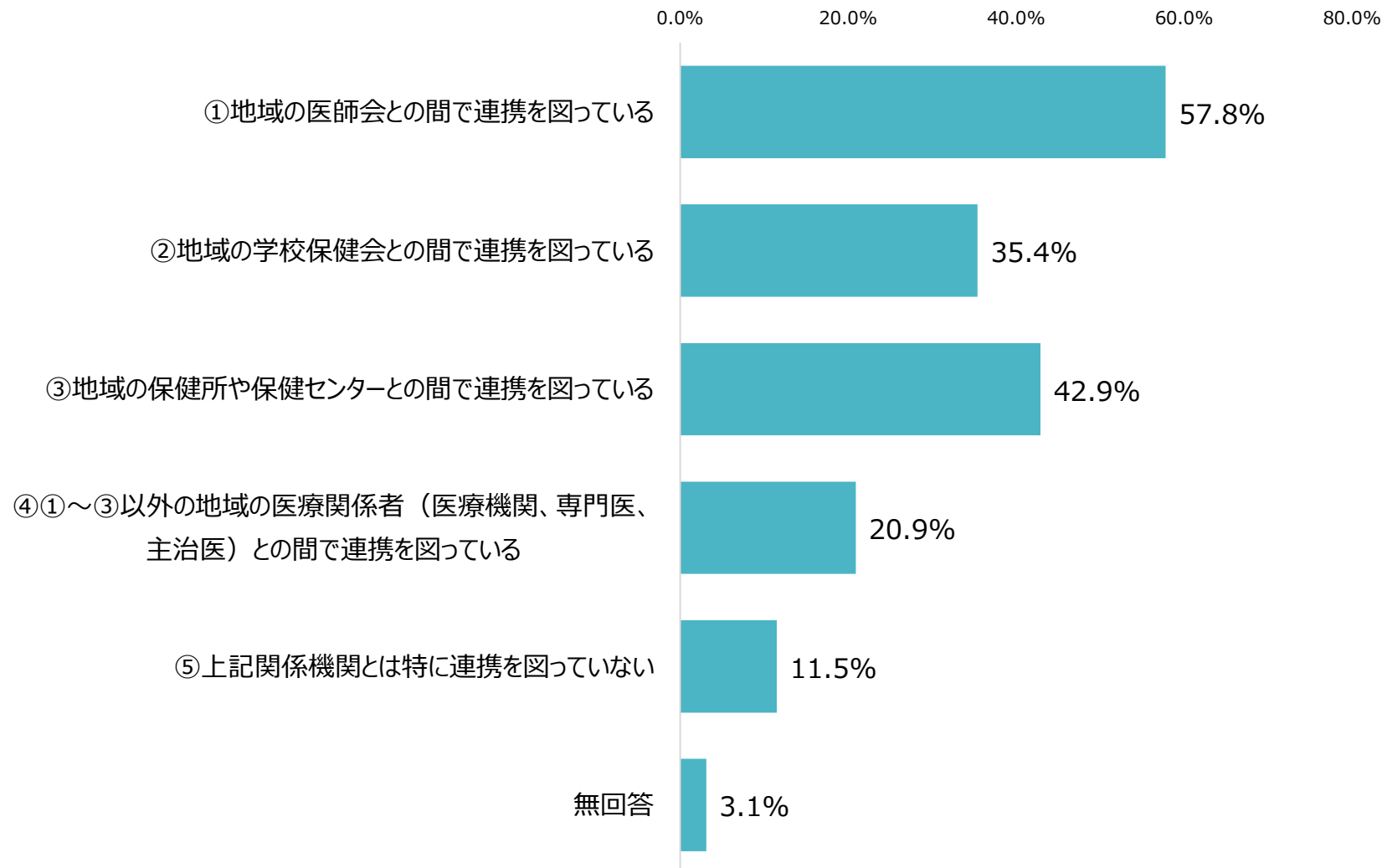
論点

- 児童生徒が抱える現代的な健康課題が多様化・複雑化し、様々な検診に関するニーズがある一方、学校における働き方改革や学校医等の確保が困難となっている地域があることを踏まえ、健康診断の実施体制についてどう考えるか。

保健教育・保健管理に関する調査（日本学校保健会）

- 教育委員会における、地域の関係機関との連携（学校生活において、様々な健康管理の課題が生じた時に、相談しあえる関係の構築）は、「①地域の医師会との間で連携を図っている」が57.8%であった。

地域の関係機関との連携状況（複数回答）（n=1,376）



6. 学校医の確保・役割

現状・課題

- 学校保健安全法において、学校には学校医を置くものとし、学校医は学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事することとなっており、具体的な職務としては、健康相談、保健指導、健康診断、疾病の予防処置等に従事することとなっている。
- 学校医は、内科や小児科の医師だけではなく、健康診断等を担当する眼科や耳鼻咽喉科等の医師を含め複数人体制となっていることが一般的であるが、全国における1校当たりの学校医数は、都道府県別に見るとばらつきが大きい状況である。学校医は**高齢化**しており、多くの学校医が**複数校を兼務している**とともに、地域によっては**眼科や耳鼻咽喉科等の医師が少なく**、学校医を募集しても応募者がいないこともある等、医療資源にかかる課題等により学校医等の確保が困難となっている地域がある。
- 令和7年に日本学校保健会において実施した調査では、各学校の学校医の配置人数は、全体で「一人配置」が39.2%、小学校等では43.2%、中学校等では41.0%、高校等では33.9%であった。

これまでの主なご意見

- 複数の都道府県から学校医が足りないという声があり、学校医一人当たり受け持っている学校数の平均値を見ると、内科は1.8校、眼科は5.8校、耳鼻科は6.9校で、内科と眼科及び耳鼻科では不足の状況が異なる。
- 眼科や耳鼻科の医師不足に対しては、自治体（行政区域）の枠を超えた**都道府県単位の医師の派遣や複数校を1か所に集めて健診する**ことが考えられる。
- 現状、学校と学校医は1対1関係で契約というような形が多いと思うが、**その地域の学校医活動はその地域の医師会または学校保健会全体で担う**こととしてはどうか。その地域の学校は全てその地域の医師会の産婦人科、整形外科、精神科、皮膚科、内科、小児科が協力して、地域の学校健診、学校保健を担うというようなシステムにしてはどうか。
- 学校医には学校健診だけではなく、**健康教育、健康相談をもっと推進していく**ほうがいいのではないか。

論点

- 学校医の確保が困難となっている地域があることや、健康診断のみならず健康教育、健康相談の観点を踏まえ、学校医の確保及び役割についてどう考えるか。

(参考) 検査機器を用いた脊柱の検査 体験会

※令和6年度補正予算
「脊柱の検査等に関する理解増進事業」

背景

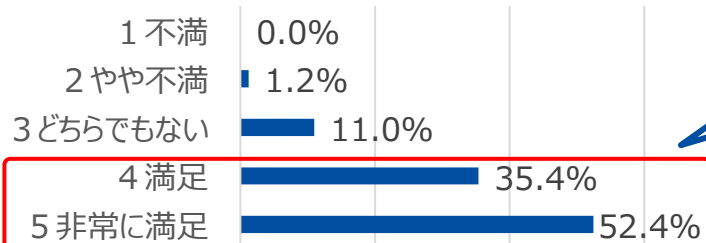
- 脊柱の検査については、現在、一部の教育委員会では、より正確で早期発見に資する専用の検査機器を用いた検査が導入されているが、多くは視触診による検査が行われている。
- 検査機器未導入教育委員会の多くは、「視触診における検診で満足いく結果が得られている」と回答しているほか、「そもそも何のことが全くわからない」といった回答も見られる。
- このため、教育行政関係者や教職員等に対して、検査機器を用いた検査に係る体験会を開催し、検査機器を用いた脊柱の検査の意義や脊柱側弯症の喫緊の疾病の課題について、広く理解を進めることが必要である。

【体験会開催一覧】

実施日	開催場所
7/29(火)	神奈川県(川崎市)
8/4(月)	岡山県(岡山市)
8/7(木)	北海道(札幌市)
9/4(木)	香川県(高松市)
9/11(木)	宮城県(仙台市)
10/6(月)	和歌山県(和歌山市)
11/5(水)	埼玉県(さいたま市)
12/26(金)	群馬県(高崎市)

体験会の総合的な満足度 (n = 328)

0% 20% 40% 60%



【体験会で使用した検査機器(2種類)】



※ 令和7年4月時点で、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）」に基づき届出又は認証されている一般医療機器又は管理医療機器の中から販売・供給されている機器を選定。

体験会の参加者にアンケートを実施したところ、全体の約88%が、「非常に満足」「満足」と回答があった。
一方で、体験会に参加した教職員からは、「教職員だけでなく、教育行政関係者や保護者等に対しても、脊柱の検査の意義やその必要性を分かりやすく周知する必要がある」等の声もあった。

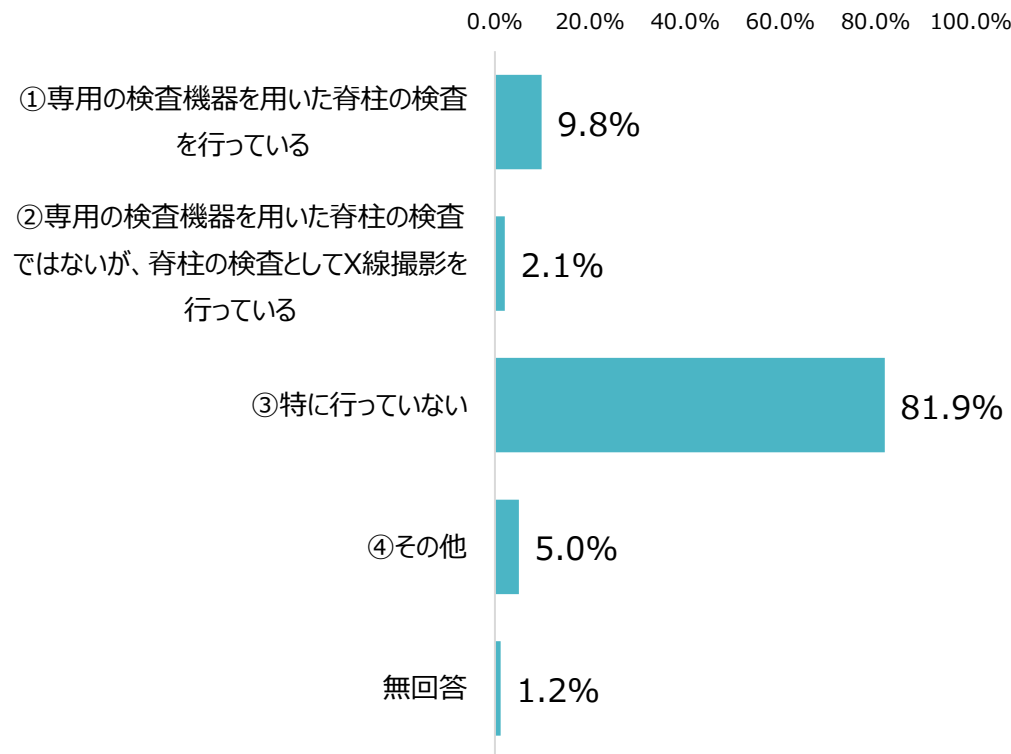
体験会で使用した検査機器については、**無償貸付**を実施予定。
※詳細については後日事務連絡にてお知らせ予定

<学校> 専用の検査機器を用いた脊柱検査について

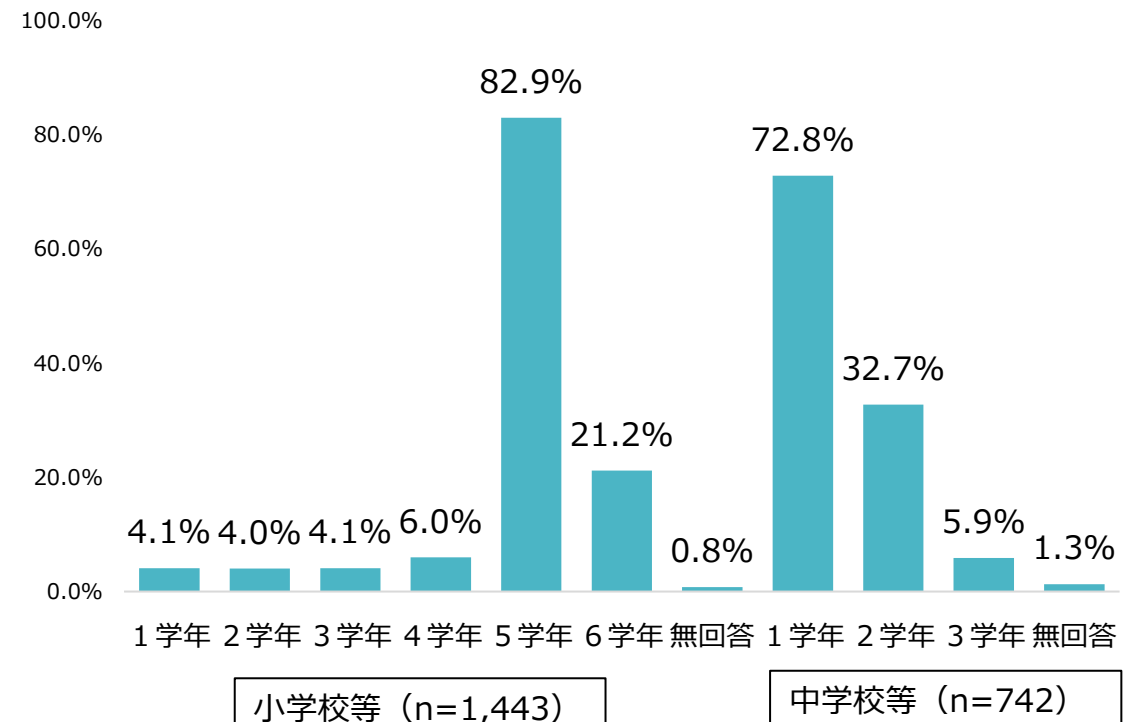
保健教育・保健管理に関する調査（日本学校保健会）

- 脊柱側弯症のスクリーニングとして専用の検査機器を用いた脊柱の検査は、「③特に行っていない」が81.9%であり、「①専用の検査機器を用いた脊柱の検査を行っている」が、小学校等12.0%、中学校等12.0%、高等学校等0.3%、特別支援学校1.8%、全体で9.8%であった。
- 「①専用の検査機器を用いた脊柱の検査を行っている」と回答した小学校等、中学校等の対象学年は、小学校等5年生、中学校等1年生が多かった。

専用の検査機器を用いた脊柱検査実施割合（n=22,728）



専用の検査機器を用いた脊柱検査の対象学年



学校健康診断情報のPHRへの活用推進事業

令和8年度予算額
(前年度予算額)

207百万円
227百万円)



趣旨・背景

- 生涯にわたる個人の健康等情報（健康診断結果や服薬履歴等）を電子記録として本人や家族が正確に把握し、もって個人の日常生活習慣の改善等に役立てるため、**政府全体でPHR（Personal Health Record）を推進する方針**
- デジタル庁において、住民、医療機関、自治体間での母子保健情報等を連携するための**情報連携基盤（PMH：Public Medical Hub）**を開発し、令和5年度から希望する自治体において先行的に運用を実施

事業内容

1. 学校健診PHRの活用の促進・着実な運用（継続）

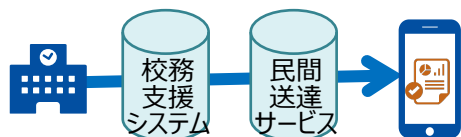
各学校における学校健診PHRの安定的・効率的な実施の確立に向け、運用等に係る相談対応のためのヘルプデスクの設置や、校務支援システム改修等に係る経費支援等により、引き続き、学校や設置者の取組を支援

2. PMHを活用した次世代型の仕組みに関する調査研究（新規）

現行の学校健診PHRの運用状況を踏まえつつ、PMHの先行実施の状況も加味し、PMHと連携した、保護者や学校等の負担軽減や学校・地域医療機関の情報共有等にも資する次世代型の学校健診PHRの仕組みに関する調査研究を実施

現行学校健診PHR（イメージ）

- 学校における健康診断結果を、データとして家庭から閲覧することは可能
- 発信は学校から家庭に向けた一方向

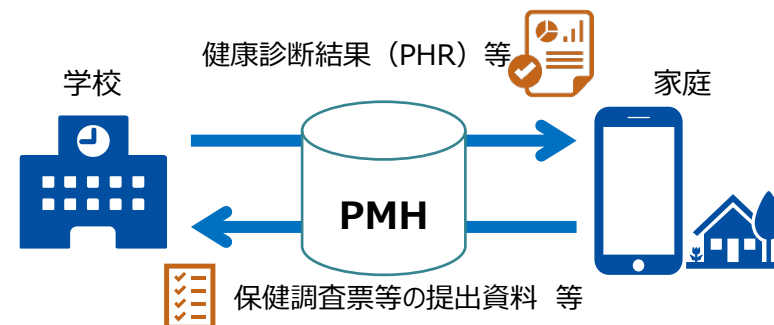


次世代型学校健診PHR（イメージ）

- 学校における健康診断結果をデータとして家庭から閲覧可能とすることに加え、**双方向のデータ連携の可能性**を検討

PMHとの連携により考えられること

- 保健調査票等の学校での健康診断に必要な資料を**保護者が電子的に記入・提出**
- 健康診断結果を踏まえて医療機関を受診する際に、本人や保護者等の同意があれば、健康診断結果を**医療機関がデータで閲覧**



箇所数・
単価

1団体 205百万円

委託先

民間事業者等

委託対象経費

人件費、諸謝金、旅費、通信運搬費、雑役務費 等

アウトプット（活動目標）

効率的・効果的な学校健診PHRの仕組みの検討・導入可能な環境整備

中期アウトカム

希望する自治体・学校における学校健診PHR導入件数の増加

長期アウトカム

日常生活における個人の行動変容や健康増進

(担当：総合教育政策局健康教育・食育課)

3. 心の健康



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

改正自殺対策基本法を踏まえた対応

趣旨・背景

- 全体としては減少傾向にあるものの、依然として年間自殺者数は2万人を超えており、**令和6年の小中高生の年間の自殺者数が529人と過去最多**となるなど極めて憂慮すべき事態が生じている。
- このような状況を踏まえ、超党派の議員立法による**自殺対策基本法の一部を改正する法律**（令和7年法律第64号）が第217回国会において成立し、令和7年6月11日に公布される。

法の改正により以下の規定が追加（第17条第3項）

※令和8年4月1日より施行

学校は、自殺防止等の観点から、

- ① **心の健康の保持のための健康診断、保健指導**等の措置を行うよう努める
- ② **精神保健に関する知識の向上**に努める

改正自殺対策基本法における心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等について（令和8年1月23日付け事務連絡）（抜粋）

1 心の健康の保持のための健康診断、保健指導等について

法の改正により、学校は、心の健康の保持のための健康診断、保健指導等の措置を行うよう努めることが追加されました。これを踏まえ、例えば、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第13条に規定する児童生徒等の健康診断を実施する際の**保健調査票**等において、**心の健康に係る諸症状について記入する欄を設け、保護者にもその記入について注意を促す**などにより、所見を有する児童生徒等を的確に把握し、健康相談や保健指導を実施したり、必要に応じてスクールカウンセラーや医療機関への相談等につなげたりするなど、各学校におかれては、保健調査票を活用した保健指導等の措置をお願いします。（中略）

なお、現在、文部科学省において、「学校における持続可能な保健管理の在り方に関する調査検討会」（令和7年4月18日初等中等教育局長決定）を開催し、保健管理の実施に係る教職員や学校医の負担軽減の観点も踏まえ、関係者の意見を伺いながら、児童生徒等の心の健康の保持を含む保健管理の在り方について検討していることを申し添えます。

2 精神保健に関する知識の向上について

児童生徒の心身の健康課題が多様化・複雑化する中、学校における精神保健に関する指導については、**発達段階を踏まえつつ、児童生徒が精神保健について正しく理解し、適切な行動がとれるよう取り組むことが重要**です。

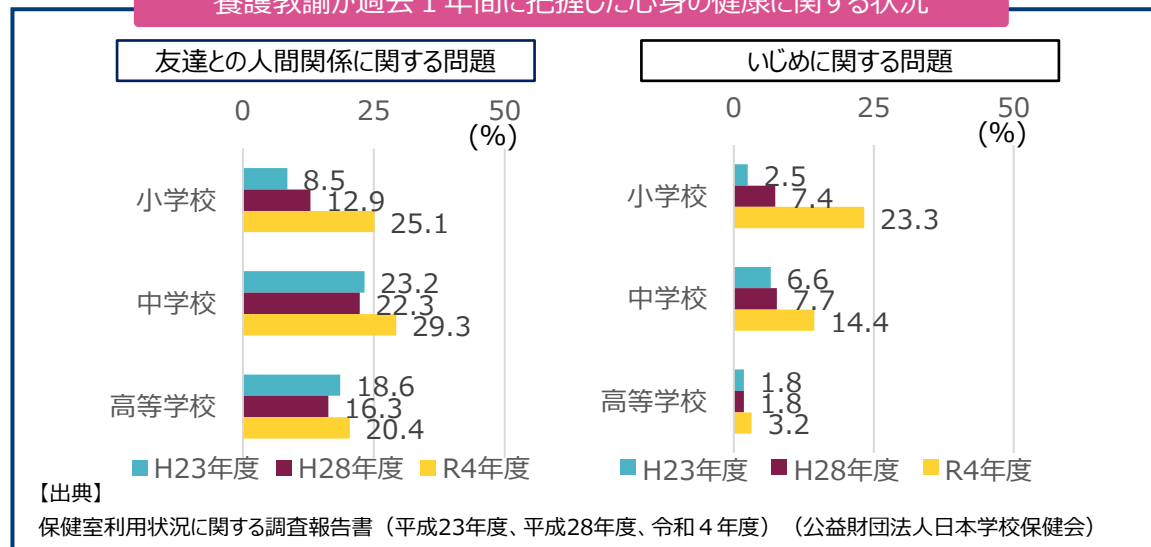
このため、各学校においては、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階等に応じ、（中略）指導が行われているところです。

また、文部科学省においては、現代的な健康課題の理解増進に向け、外部講師を活用した教育活動の支援を行っています。精神保健に関する指導においては、各自治体で、教育委員会と保健部局とが連携し、引き続き、保健所、精神保健福祉センター等の関係者の協力を得るなどして、例えば、学校教育において、**各教科等の指導や教育課程外の講演等に医師、保健師、公認心理師等の専門家を外部講師として活用したり、当該専門家と連携して個別指導を行ったりする**など、各地域の実情に応じた、児童生徒の精神保健の理解増進に係る取組の充実を図るようお願いします。（以下略）

趣旨・背景

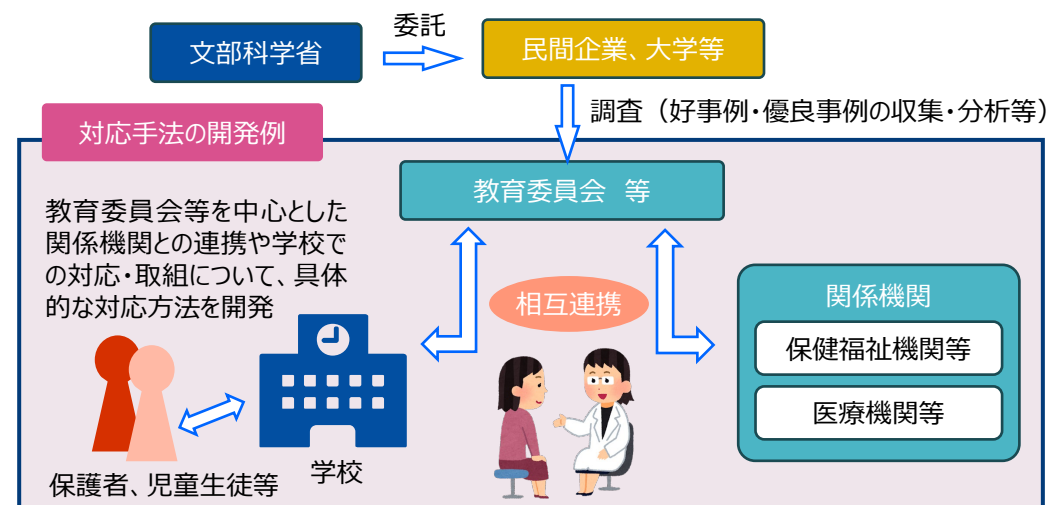
- 近年、学校を取り巻く環境が変化し、児童生徒等が抱える現代的な健康課題が多様化・複雑化している中、児童生徒等の心身の健康の保持増進を図りながら、学校における持続可能な保健管理の確保が求められる。
- 令和7年6月、自殺対策基本法の一部を改正する法律が公布され、学校において、自殺の防止等の観点から、心の健康の保持のための健康診断等の措置に努めることが規定される。現代的な健康課題として、「心の健康」に対応していくことは不可欠になりつつある中、今後どのように対応していくべきか手法を確立する必要がある。

養護教諭が過去1年間に把握した心身の健康に関する状況



事業内容

「心の健康」を含めた、児童生徒等が抱える現代的な健康課題に対応するために、学校健康診断の実施方法及び実施体制など、適切かつ効率的な保健管理の在り方について好事例や優良事例の収集・分析を通じて、具体的な対応手法の開発を行う。



アウトプット（活動目標）

児童生徒等の複雑化・多様化する健康課題へ対応するため実施した調査研究の件数

短期アウトカム（活動目標）

調査研究の成果を取り入れた学校数

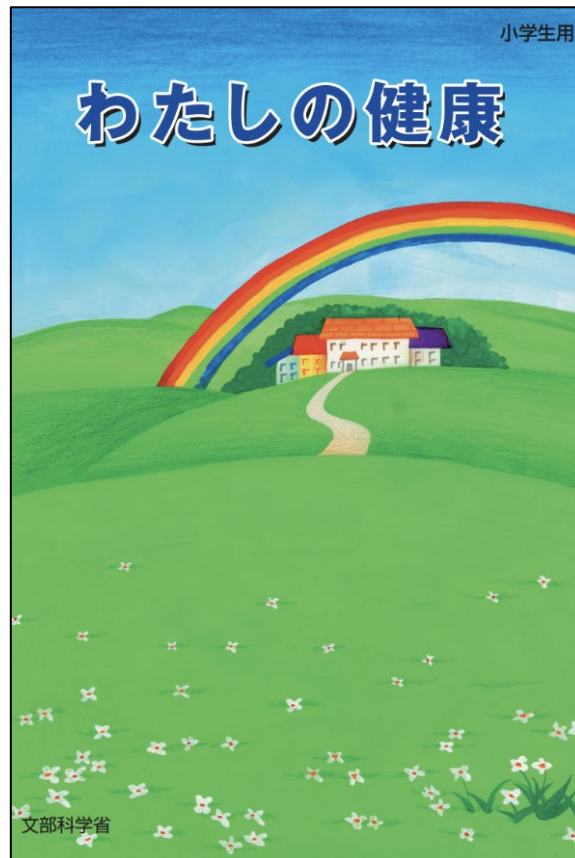
長期アウトカム（活動目標）

心身の不調を早期に発見できる体制や医療機関等と連携できる体制等が整備される

参考資料（文部科学省）

心の健康を含む健康課題について総合的に解説した啓発資料

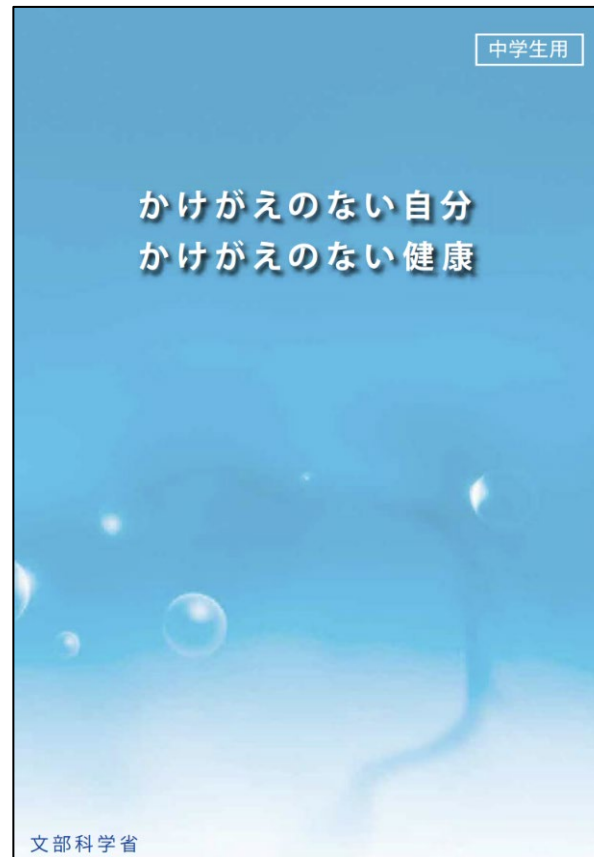
◆ 私の健康（小学生用）



https://www.mext.go.jp/content/20210409-mxt_kenshoku-100000610-1.pdf



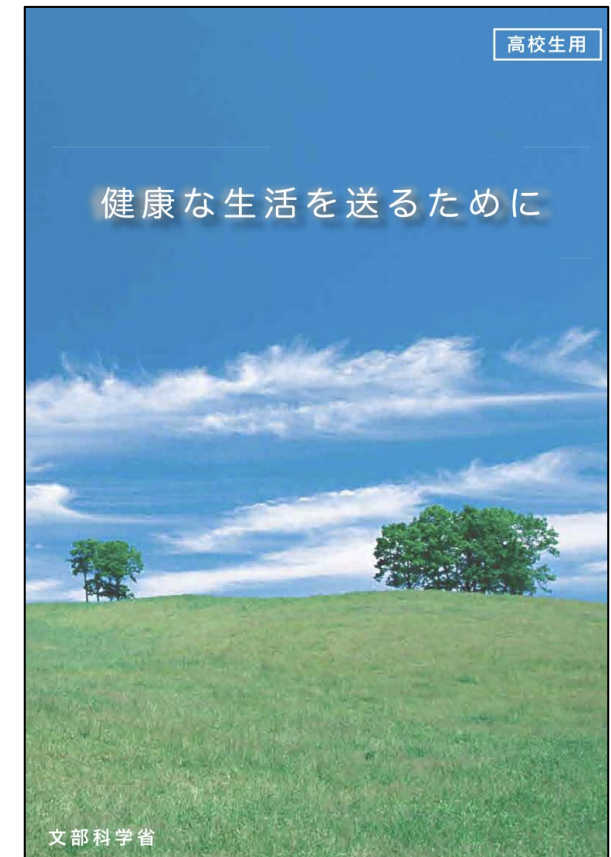
◆ かけがえのない自分、かけがえのない健康（中学生用）



https://www.mext.go.jp/content/20231218-mxt_kenshoku-000033165_1.pdf



◆ 健康な生活を送るために（高校生用）

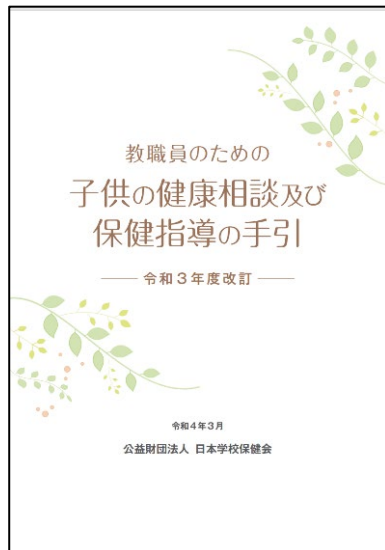


https://www.mext.go.jp/content/20231218-mxt_kenshoku-000033166_1.pdf



参考資料（公益財団法人日本学校保健会）

◆ 教職員のための子供の健康相談及び保健指導の手引きー令和3年度改定ー



https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_R030120/data/578/src/578.pdf?d=1768896871252



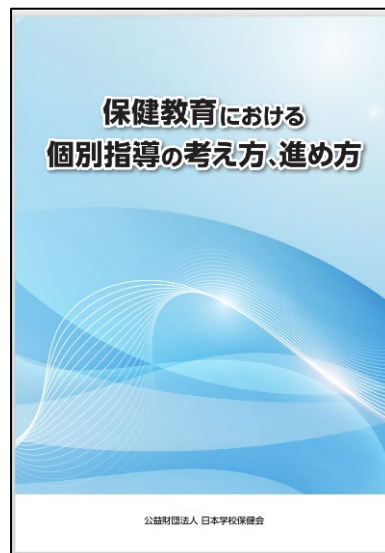
◆ 精神疾患に関する指導参考資料



https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_R020040/data/471/src/R020040.pdf?d=1768897689598



◆ 保健教育における個別指導の考え方、進め方



https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_R050050/data/660/src/660.pdf?d=1768898062025



◆ 心の健康ハンドブック



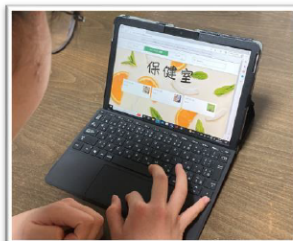
https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_R050060/data/661/src/661.pdf?d=1768899366100



オンライン健康相談により、生徒一人一人のSOSをキャッチ！

POINT

ICTを活用した健康相談により、学級閉鎖等の生徒が登校しない期間においても、健康観察と合わせて生徒の心身の健康状態を迅速に把握し、収集したデータから生徒のSOSに気づき、遠隔で生徒一人一人の心のケアを行った。



取組の背景・目的

新型コロナウイルス感染症の流行により、社会全体はもとより、家庭や学校も含め、子供を取り巻く環境が大きく変化したことから、生徒の心身にも様々な影響が及ぶことが危惧された。

そこで、休校等で生徒が登校しない期間も生徒の心身の健康状態を把握するため、全校生徒を対象にICTを活用した健康観察を実施し、その中から必要に応じて個別の健康相談やビデオ会議システムを用いた面談を実施することとした。

取組の様子

ICTを活用した健康相談

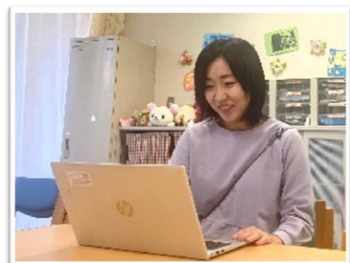
学級閉鎖等のやむを得ず生徒が登校できない期間に、毎日の健康観察と合わせてWebのアンケートフォームで健康相談も受け付けた。養護教諭は、質問項目に対して気になる回答をしてきた生徒一人一人に、返信する形で相談に応じた。また、普段から生活の様子が気になる生徒には、生徒からの訴えがなくてもコメントを送った。さらに、必要に応じて、返信をするだけでなく、必要に応じて、生徒の登校時にも声を掛けるようにした。

また、これまでも学期に1回を目安に生徒のストレスチェックを実施し、気になる生徒には、養護教諭やスクールカウンセラーとの面談を行ってきたが、生徒に1人1台のタブレット端末が貸与されてからは、Webのアンケートフォームを活用したストレスチェックを行い、日々のストレス状態を把握しつつ、日常的な健康相談を実施した。

ビデオ会議システムを用いた面談

学級閉鎖のように生徒が登校できない時にも、タブレット端末を活用して、ビデオ会議システムを用いた面談を実施した。ビデオ会議システムを用いることで、電話やメールよりも生徒の表情を見ながら面談を実施できるので、対面に近い形でやり取りすることが可能になった。

また、ICTを活用することで、普段から欠席しがちな生徒やカウンセリングを受けている生徒に、継続した支援をすることができた。



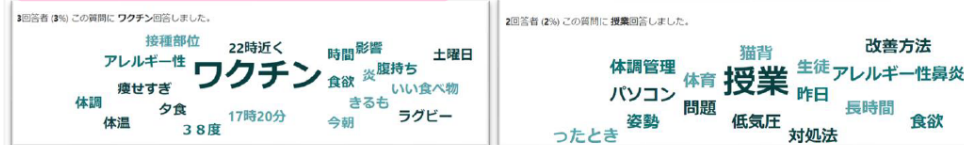
ICTの活用による成果

活用成果1 AIによるテキストマイニング(※)を活用し、生徒の実態をつかむ

Webのアンケートフォームを活用した健康相談では、生徒から寄せられた相談内容をデータで管理しているので、AIによるテキストマイニングを実施できる。さらに、この機能を活用することで、生徒からどんな内容の相談が多く寄せられているか、相談の特徴を可視化することもでき、管理職や学級担任をはじめとする教職員と迅速に情報共有をすることも可能である。また、データで管理しているので、毎学期行っているストレスチェックでは、前回のデータと比較した生徒の変容から、支援の手立てを考えることにも役立っている。

(※)テキストマイニングとは、大量のテキストデータを解析し、データの特徴を抽出する分析方法。

テキストマイニングで可視化した生徒の声



活用成果2 “手軽さ”が“相談しやすさ”につながった

実際に生徒から寄せられた相談と利用した感想

対面で話すのもとってもいいですが、私は話すのが上手ではないので、言おうと思っていたことを忘れてしまう時や、いろいろと相談したいことがあるのに、話す時間がない時もあります。そういう時に、PCを利用して文章を打ち込む形で相談できてよかったです。

Webのアンケートフォームを活用した健康相談を利用した生徒からは、「相談しやすくて、使いやすかった」や「ちょっとしたお話ができて嬉しかった」等の感想が寄せられ、生徒達にとっては、使い慣れているデジタル端末を用いた“手軽さ”が“相談しやすさ”につながっていることが分かった。また、対面で話すのが苦手な生徒にとっても、こうしたツールを用いることで、自分の気持ちを伝えられる機会となった。

ICTを活用した健康相談で、普段はほとんど保健室を利用しない生徒とのやり取りも生まれ、生徒理解を深めるきっかけとなった。また、欠席しがちな生徒にも継続した支援ができた、生徒がやむを得ず登校できない時にも、遠隔で生徒一人一人の心に寄り添い、心のケアをしたりすることができた。

今後の展開に対する期待(協力者会議)

- GIGAスクール構想による1人1台端末環境の実現とICTを活用した取組の実践から、養護教諭の業務負担の軽減はもとより、生徒理解を深め、迅速な情報共有や生徒対応に生かすことができています。また、対面で話すことが苦手な生徒もいるため、ICTを活用することで生徒にとっても選択肢が増え、個々のニーズに応じた対応ができるようになると考えられる。さらに、登校できない生徒に対しても、継続して、必要な支援を絶やさず行うことができるものとする。
- 今後は、バーチャル保健室等を開設し、アバターを作成して顔を出さずにオンライン上で相談等を行うこともできるようにするなど、更なるICTの活用による健康相談の充実が図られることも期待される。

4. 女性の健康



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

「内閣府が実施する女性の相談支援及び子供の居場所づくり等に係る交付金（地域女性活躍推進交付金及び地域子供の未来応援交付金）の活用促進について（周知）」（令和3年4月14日文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡） 抜粋

地域女性活躍推進交付金及び地域子供の未来応援交付金の活用促進について、内閣府より各都道府県の担当へ周知していますので、その内容をお知らせします。教育機関における連携についてもご検討ください。

事務連絡
令和3年4月14日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

内閣府が実施する女性の相談支援及び子供の居場所づくり等に係る交付金（地域女性活躍推進交付金及び地域子供の未来応援交付金）の活用促進について（周知）

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなか、内閣府では望まない孤独・孤立で不安を抱える女性をはじめ様々な困難・課題を抱える女性に対する支援等を行うため「地域女性活躍推進交付金」を実施していますが、今回、補助率の引き上げや女性の相談支援等に係る追加措置等が行われ、添付の事務連絡（別添資料1）により、各都道府県を通じて市町村へ周知されています。

また、多様かつ複合的な困難を抱える子供たちに対し、地方公共団体がニーズに応じた支援を適切に行うための取組を支援するため「地域子供の未来応援交付金」にも取り組んでいますが、同様に補助率の引き上げ等が行われ、添付の事務連絡（別添資料2）により、各都道府県を通じて市町村へ周知されています。

これらの事業を活用して、女性や子供たちに対し、必要な支援を行うためには関係する機関や団体の連携が重要です。

各学校や学校設置者におかれては、当該事業の趣旨をご理解いただき、下記に留意の上、ご対応いただくようお願いいたします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び城内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して周知されるようにお願いします。

記

1. 事業の実施者や関係部局等との連携について

「地域女性活躍推進交付金」事業は地方公共団体が行う NPO 法人等を活用した女性の相談支援等の取組を支援するものであり（別添資料1参照）、当該 NPO 法人等の取組として児童生徒等を対象に含めて実施する場合などについては、学校や学校設置者との連携が重要となること。

また、子供の居場所づくりなどを支援する「地域子供の未来応援交付金（つながりの場づくり緊急支援事業）」事業は地方公共団体が NPO 法人等への委託を通じて子供食堂や学習支援などの子供の居場所づくりを支援するものであり（別添資料2参照）、子供たちに必要な支援が適切に行われるよう学校や学校設置者をはじめ関係機関の連携が重要になること。

学校や学校設置者におかれては、女性の相談支援や子供の居場所づくりに関するこれらの事業について、当該事業の実施者と連携し、支援を必要とする児童生徒への適切な情報提供にご協力いただきたいこと。また、当該事業の実施者等から依頼があった際は、例えば、学校において当該 NPO 法人等が相談窓口の周知や必要な情報提供とあわせて保健室等で生理用品等の生活必需品を提供する場合など、積極にご協力いただきたいこと。その際、生理用品を必要としていることを言い出しにくい児童生徒にも配慮し、事前に当該事業の趣旨や提供場所等を児童生徒へ周知するとともに、保健室等の手取りやすい場所に設置したり、提供場所を保健室のほか設けたりするなど、必要とする児童生徒が安心して入手出来るよう、提供方法や配置場所等の工夫などをご検討いただきたいこと。

加えて、これらの交付金に基づく事業の実施を機に、地方自治体における社会福祉担当部局や男女共同参画担当部局等の関係部局と連携し、児童生徒が抱える不安や困難に応じた適切な支援が受けられるよう、必要な対応についても併せて検討いただきたいこと。

2. 学校における相談体制について

「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」（令和2年2月19日文部科学事務次官通知）で示しているとおり、各学校においては学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察やストレスチェック等により、児童生徒等の状況を的確に把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による心理面・福祉面からの支援など、管理職のリーダーシップのもと、関係教職員がチームとして組織的に対応すること。特にコロナ禍における児童生徒の心身の影響を考慮し、日常的に相談できる体制を構築するなど、引き続き丁寧に対応いただきたいこと。

その際、生理用品等を自身で用意できない児童生徒への支援については、その背景にある要因にも着目し、保健室等に通常備えている生理用品を渡した場合に返却を求めないなどの対応とあわせて、適切な支援をお願いしたいこと。

以上

<本件連絡先>
文部科学省
初等中等教育局 健康教育・食育課
保健指導係 03-5253-4111(内2918)

「こどもの性と健康に関する普及啓発等の取組のさらなる充実について」（令和8年3月11日 文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課事務連絡）抜粋

こどもの性と健康に関する普及啓発・相談支援に係る取組の充実を依頼するものです。

事務連絡
令和8年3月11日

各都道府県・市区町村 母子保健主管部（局）
各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

こども家庭庁 成育局 母子保健課
文部科学省総合教育政策局 健康教育・食育課

こどもの性と健康に関する普及啓発等の取組のさらなる充実について

「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（平成30年法律第104号）第11条第1項に基づく「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」（令和5年3月22日閣議決定）においては、「成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項」として、別紙1のとおり、「プレコンセプションケアの推進を含め、需要に適確に対応した切れ目のない支援体制を構築する」こととされ、そのため、学校や保健所等において、性に関する科学的知識に加え、性情報への対処や互いを尊重し合う人間関係など様々な観点から、性と健康に関する教育や電話での相談支援等を行うことなどとされています。

また、令和7年5月22日に策定した「プレコンセプションケア推進5か年計画」を踏まえた今後5年間の集中的な取組として、別紙2のとおり、「国、地方公共団体、国立成育医療研究センター等の専門機関や関係団体等が、それぞれの役割に応じて、着実にプレコンセプションケアを推進していくことが期待され」ているほか、「プレコンセプションケアを推進することを目的とし、自治体・企業・教育機関等において、性別を問わず、性や健康に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を行うよう促す人材」である「プレコンサポーター」を5年間で5万人以上養成することを目指すとしています。

このことを踏まえ、引き続き、学校においては、児童生徒の発達段階に応じて、学習指導要領に基づく性に関する指導の着実な実施に努めるようお願いします。なお、これまで、「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」に基づく学校等におけるこどもの性と健康に関する普及啓発等の取組の充実について」（令和5年3月29日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課、厚生労働省子ども家庭局母子保健課事務連絡）において、学校での性に関する指導における外部講師の活用等について依頼してきたところですが、各自治体においては、教育委員会と母子保健部局とが連携し、必要に応じて、学校医、医師、性と健康の相談センター、精神保健福祉センター等の関係者の協力を得るなどして、例えば、学校教育において、各教科等の指導や教育課程外の講演等に医師や助産師等の専門家を外部講師として活用したり、医師や助産師等の専門家と連

携して個別指導を行ったりするなど、各地域の実情に応じて、こどもの性と健康に関する普及啓発・相談支援に係る取組の充実を図るようお願いします。

なお、こども家庭庁の国庫補助事業「性と健康の相談センター事業」においては、学校で児童生徒向けに性・生殖に関する教育等を実施する自治体への支援を行っています。また、令和8年度予算案では、当該事業の一部事業に実施主体として市町村を追加し、条件を満たせば補助率の嵩上げを可能とする内容を盛り込んでいますので、母子保健部局と教育委員会で連携し、御活用いただくようお願いいたします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み大学を除く。以下同じ。）及び城内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して、周知されるようお願いいたします。

その際、学校における働き方改革の観点から、周知の方法については、例えば、他の案件とまとめて周知する、貴課主催の研修・会議等の場で配布する等、貴課において適切に判断いただくようお願いいたします。

プレコンセプションケア推進5か年計画

～性と健康に関する正しい知識の普及と相談支援の充実に向けて～

（令和7年5月）（抜粋）

（プレコンサポーターとは）

- プレコンセプションケアを推進することを目的とし、自治体・企業・教育機関等において、性別を問わず、性や健康に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を行うよう促す人材を「プレコンサポーター」とする。
- ・ 教育機関では、保護者の理解も得ながら、専門職による出前講座や個別相談の企画や実施等を行う。地域の医療機関や自治体と連携し、保護者も含めて、プレコンセプションケアに関する情報提供を行う。
- ・ プレコンサポーターを担う人材としては、例えば、学校医、養護教諭、栄養教諭、看護師、保健師、心理士、教育機関や教育委員会の職員等が想定される。
- 自治体・企業・教育機関等合わせて、5年間でプレコンサポーター5万人以上の養成を目指す。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

プレコンサポーター養成講座の開始等について、お知らせするものです。

事務連絡
令和8年3月11日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課

プレコンサポーター養成講座の開始等について

こども家庭庁より、プレコンサポーター養成講座の開始等について、別添のとおり周知依頼がありましたのでお知らせします。

このことについて、都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校及び市内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、文部科学大臣所轄各学校法人担当課におかれては、その設置する学校に対して、附属学校を置く各国公立大学法人事務局におかれては、その設置する附属学校に対して、小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、それぞれ周知されるようお願いいたします。なお、学校に対する周知については、母子保健担当部局と連携しつつ対応いただくとともに、学校における働き方改革の観点から、例えば、他の案件とまとめて周知する等、各担当において各学校の状況等を踏まえて判断いただくようお願いいたします。

記

1. プレコンサポーター養成講座の開始について

(1) 概要

【形式】

e-ラーニング形式で実施。

【構成】

基礎編（必修講座約2.5時間、任意講座約2.5時間）及びアドバンスト編（約2時間）で構成。

講座終了後には修了テストを実施し、合格者に「修了証」を発行。

【対象者】

○基礎編（プレコンサポーター）

- ・誰でも受講可能。（自治体・企業・教育機関に属する専門職のほか、企業の産業保健スタッフや人事労務担当、自治体の関係部局職員等を想定。）
- ・プレコンセプションケアの基本的な概念、性と健康に関する基礎的な知識を理解し、プレコンセプションケアに関する知識を活かして、日々の業務を進めることができる。

○アドバンスト編（アドバンストプレコンサポーター）

- ・基礎編を修了した専門職のみが受講可能。（「専門職」とは、医療や保健と関連する公的資格を有する者を想定。例えば、性と健康の相談センター事業で活動する医師、保健師、助産師、看護師、管理栄養士等や、養護教諭等が考えられる。）
- ・相談対応における注意点、教育機関等での出前講座における外部講師の心得について理解し、個別相談や出前講師等の活動ができる。

＜教育現場におけるプレコンサポーターの取組例＞

■ 出前講座等による啓発

- 学校と保護者の理解を得ながら、外部の専門職等による児童生徒への出前講座の企画・実施
- 学校と保護者の理解を得ながら、養護教諭等による保健教育における個別指導の企画・実施
- 部活動等における指導者への啓発
- 教職員や保護者へのプレコンセプションケアに関する情報の提供・発信

■ 個別相談の実施

- 学校と保護者の理解を得ながら、外部の専門職等による児童生徒への個別相談の企画・実施
- 養護教諭等による校内での健康相談及び保健指導の実施
- 教職員や保護者を対象とした個別相談の実施等



5. がん教育



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

学校における「がん教育」の推進について

- ◆ がん対策は、がん対策基本法のもと、第4期がん対策推進基本計画（令和5年度～令和10年度）に基づいて実施。
- ◆ 文部科学省においては、以下の対応を実施。
 - ・がん教育推進のための教材等の改訂・周知
 - ・地域の実情に応じたがん教育の取組を支援
 - ・全国でのがん教育の実施状況を調査
 - ・がん教育研修会・シンポジウムの実施
- ◆ これまで、学校では、健康教育の一環としてがん教育に取り組んでいただいているところであるが、国の取組等を踏まえ教材等を活用しつつ、地域や学校の実情に応じて、外部講師を活用するなどして、学校におけるがん教育の一層の推進をお願いしたい。
- ◆ 都道府県・指定都市教育委員会においては、衛生主管部局と連携し、がん教育の推進に関する協議会等を開催するなど、学校における外部講師を活用したがん教育の推進に向けた体制整備に努めていただくようお願いしたい。



がん教育推進のための教材（令和3年3月一部改訂）



【目次】	
1 がんという病気	2
2 我が国におけるがんの現状	3
3 がんの経過と様々ながんの種類	4
4 がんの予防	6
5 がんの早期発見とがん検診	8
6 がんの治療法	10
7 がんの治療における緩和ケア	12
8 がん患者の「生活の質」	13
9 がん患者への理解と共生	14
○ 小学生用教材案	17

学校においてがん教育を実施するにあたり効果的な指導が行えるよう、教材を作成。

「がん教育推進のための教材」

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1369992.htm



外部講師を活用したがん教育ガイドライン（令和3年3月一部改訂）



【目次】	
第1章 外部講師を活用したがん教育の必要性	2
1 がん教育の背景	2
2 がん教育の位置付け	4
3 普及啓発への教育委員会の役割	6
第2章 外部講師を活用したがん教育の進め方	9
1 がん教育の進め方の基本方針	9
2 がん教育実施上の手順(例)	10
3 がん教育実施上の留意点	11
(1) 実施形態	11
(2) 外部講師	11
(3) 配慮が必要な事項	12
4 依頼された外部講師のために	12
(1) 授業等へ参画する上での留意点	12
(2) 外部講師を活用したがん教育において配慮が必要な情報	12
(3) その他	13
【参考資料】	14
●資料 1 がん教育に必要な内容	14
●資料 2 学習指導要領及び学習指導要領解説における「がん」に関する記載部分	16
●資料 3 用語解説	23

学校において外部講師ががん教育を実施するにあたり、留意すべき事項等を示すものとしてガイドラインを作成。

「外部講師を活用したがん教育ガイドライン」

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1369991.htm



がん教育推進のための教材 補助教材について（令和3年3月一部改訂）

小学校版

補助教材



本誌
※ねらい・授業進行方法
などを紹介しています。

映像教材

映像教材①

「がん博士の『がんについて
の基礎知識』」
がんについての知識を伝える。



映像教材②

「がんと生きる」
がん患者の思いや考えを伝える。
※2名のエピソードのうち、どちらか
選択してご使用ください。

ワークシート

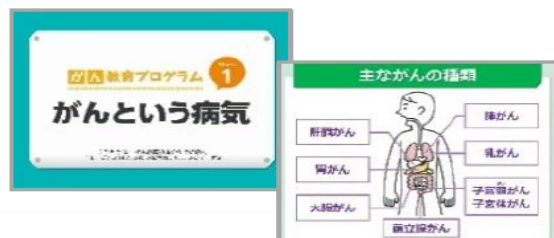


ポスター枠（縦書き、横書き）

中学校・高等学校版

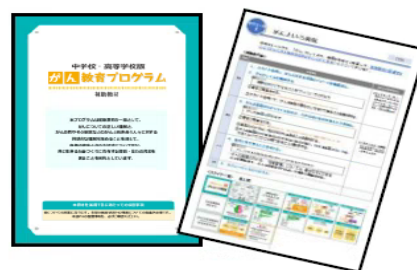
全9モジュール分の教材を用意しています。学校での授業のねらいに合わせて自由にアレンジして
ご活用ください。

スライド教材



全9モジュール分のスライド
を用意しています。

補助教材



各モジュールのねらい・授業進行の
方法などを紹介しています。

映像教材（小学生向け）

オプション



小学生向けには映像教材を揃えています。
必要に応じてご活用ください。（詳細P.18）

がん教育推進のための教材 映像教材について（令和6年3月）



インタビュー動画1の活用例

導入

- ・映像資料を視聴して、がんに関連した後の治療や生活の状況などを知る。

展開①

- ・がんの種類や特徴について調べる。
- ・がんの原因にはどのようなものがあるか調べる。

展開②

- ・がん検診の普及、正しい情報の発信など社会的な対策を充実させるにはどうしたらよいか考える。

まとめ

- ・映像資料を振り返り、社会的な対策が必要であることを再確認する。

インタビュー
動画視聴

調べ学習

グループの対話
などの学習

本時の振り返り



インタビュー動画2の活用例

導入

- ・がんの死亡率や罹患率のグラフなどを示し、我が国のがんの現状を知り、本時のねらいを伝える。

展開①

（班別又は個人での調べ学習）

- ・がんを予防するための生活習慣について調べる。（喫煙、飲酒、食事、運動、適正体重など）
- ・がんを予防するための感染対策について調べる。

展開②

- ・がんの予防について調べたことを全体で共有する。（班や個人で調べた内容を全体で共有し話し合う。）

まとめ

- ・映像資料を振り返り、社会的な対策が必要であることを再確認する。

がんに関する
資料の提示

インタビュー
動画視聴

調べた内容の
共有

本時の振り返り

現代的な健康課題（がん教育等）理解増進事業

令和8年度予算額
(前年度予算額)

48百万円
48百万円)



背景

- 生活習慣病や歯と口の健康、感染症、メンタルヘルスに関する問題、アレルギー疾患、近視等、児童生徒の健康課題は複雑化・多様化。自らの健康を適切に管理し改善していく力の育成が、これまで以上に求められる。
- 第4期がん対策推進基本計画（令和5年度～令和10年度）
「国は、・・・学校医やがん治療に携わる医師、がん患者・経験者等の外部講師を活用しながら、がん教育が実施されるよう、必要な支援を行う。」
- 病気を抱える人々への共感的な理解を深めるとともに、共に生きる社会づくりに向け、献血への理解など社会に貢献する意欲や態度を養うことが求められる。

事業内容

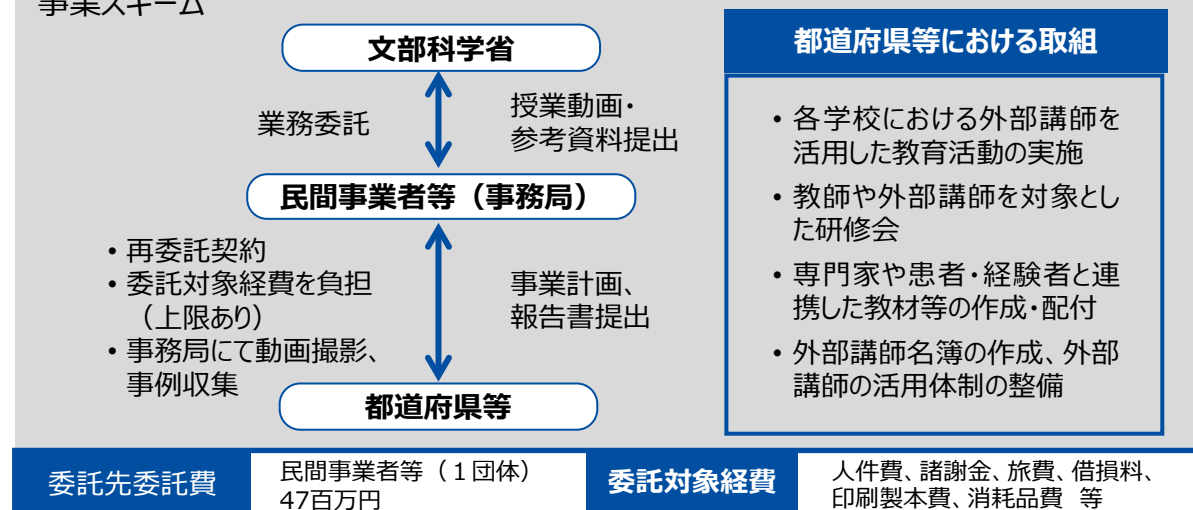
(事業実施期間 平成26年度～)

- がん教育の成果等の全国への普及のため、がん教育シンポジウム等の開催
- がんや生活習慣病、歯と口の健康、心の健康等に関する学習を通じて、自身の生活行動を改善する力を育み、また、がんや難病、てんかん、摂食障害、ギャンブル等依存症等を抱える人々への共感的な理解を深め、さらに、献血への理解等社会に貢献する意欲や態度を養うため、地域の実情に応じた外部講師を活用した教育活動を支援
- 各学校における指導の充実を図るため、外部講師を活用した授業動画等を作成

課題

- がん教育の全国への普及
- ・地域によって取組状況に差があり、好事例の全国への普及が必要
- 現代的な健康課題の理解増進に向けた外部講師の活用促進
- ・がん教育をはじめ、現代的な健康課題について、児童生徒が実感的に理解し、自身の行動の変容につなげられるような指導が必要であるが、外部講師の活用のための各地域の体制整備が不十分
- 多種多様な健康課題を抱える児童生徒への支援の促進
- ・複雑化・多様化する健康課題の、より効果的な対応策の検討に一定の時間を要しており、児童生徒への支援が困難な状況

事業スキーム



アウトプット（活動目標）

各自治体において、地域の実情に応じたがん教育の取組の充実を図る。

短期アウトカム（成果目標）

学校において、がん教育の取組の充実のため、外部講師の活用が促進される。

長期アウトカム（成果目標）

がん教育を通じて、児童生徒が、生涯にわたり健康を保持増進するための意識を醸成する。

6. 薬物乱用防止教育、ギャンブル等依存症の予防



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

薬物乱用防止教育の推進について

- ◆「第六次薬物乱用防止五か年戦略（令和5年8月薬物乱用対策推進会議決定）」等を踏まえ、学校における薬物乱用防止教育を推進しているところ。
- ◆薬物乱用を未然に防止するためには、薬物乱用の危険性・有害性を正しく認識させることが重要である。
- ◆薬物乱用防止教室は、学校保健計画に位置付け、すべての中学校及び高等学校において年1回は実施するとともに、地域の実情に応じて小学校においても開催に努める。
- ◆薬物乱用は全国どこにおいても、誰でも身近に起こり得る問題との認識をもち、生徒指導も含めた学校の教育活動全体を通じて薬物乱用の根絶に向けた指導の一層の充実に努めるようお願いしたい。



学校における薬物乱用防止教育について

○ 学校教育においては、小・中・高等学校を通じて、学習指導要領に基づき、体育科・保健体育科を中心に、薬物乱用防止に関する指導を行うとともに、警察職員や学校薬剤師等の外部講師を活用して、「薬物乱用防止教室」の開催に努めている。

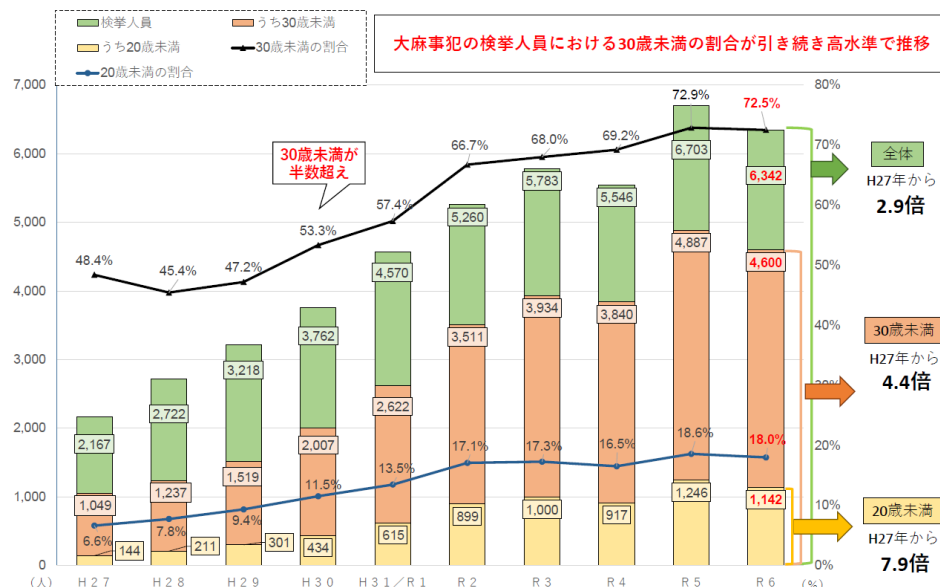
○ 薬物乱用に関する現状を踏まえ、児童生徒等が、薬物乱用の危険性・有害性について正しい知識を持ち、行動できるよう、引き続き、学校における薬物乱用防止教育の充実を図ることが重要である。

令和5年度の薬物乱用防止教室の開催状況

小学校段階	79.4%
中学校段階	90.0%
高等学校段階	87.0%

子供を取り巻く現状

◆近年、若年層の大麻事犯の検挙人員が高水準で推移



大麻事犯における検挙人員の推移（年齢別）
（厚生労働省作成資料より）

◆若年者の一般用医薬品の過量服薬による健康被害に関する報道の増加（いわゆる「オーバードーズ」の問題）

文部科学省の取組

◆関係省庁と連携し、指導資料や啓発資料を作成・周知

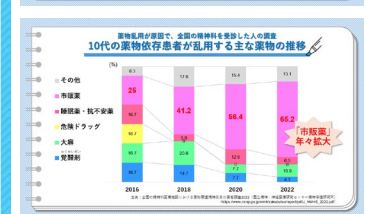
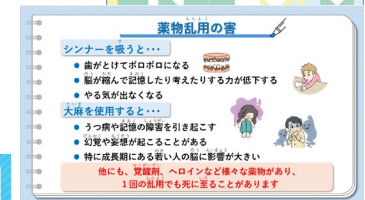
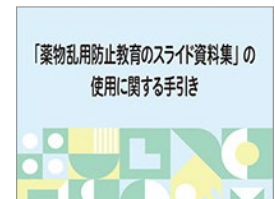
【教員・外部講師対象】

- ・喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料（小学校編／中学校編／高等学校編）
- ・薬物乱用防止教室マニュアル（令和5年度改訂）
- ・「薬物乱用防止教育のスライド資料集」の使用に関する手引き（令和7年3月発行）

【児童生徒・学生、保護者対象】



小学校第6学年の児童の保護者を対象とした啓発資料
大学生等を対象とした啓発資料



薬物乱用防止の指導の充実とICT活用の視点を盛り込んだスライド資料集
（日本学校保健会）

学校におけるギャンブル等依存症などの予防に関する教育について

ギャンブル等依存症対策推進基本計画（令和7年3月21日閣議決定） 「6 学校教育における指導の充実」

【目標と具体的取組】

文部科学省は、精神疾患の一つとしてギャンブル等も含めた依存症を取り上げた学習指導要領解説に基づき、学校教育において依存症に関する指導を行うことを目的に作成した教師用指導参考資料及び高校生向け啓発資料の積極的・効果的な活用を促すため、協議会等で周知。

高等学校学習指導要領（平成30年3月公示）における記載例

【保健体育】【保健】2 内容

(1) 現代社会と健康について、自他や社会の課題を発見し、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 現代社会と健康について理解を深めること。

(イ) 精神疾患の予防と回復

精神疾患の予防と回復には、運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を実践するとともに、心身の不調に気付くことが重要であること。
また、疾病の早期発見及び社会的な対策が必要であること。

【高等学校学習指導要領解説（抄）】

ア 知識

(イ) 精神疾患の予防と回復

⑦ 精神疾患の特徴

精神疾患は、精神機能の基盤となる心理的、生物的、または社会的な機能の障害などが原因となり、認知、情動、行動などの不調により、精神活動が不全になった状態であることを理解できるようにする。

また、うつ病、統合失調症、不安症、摂食障害などを適宜取り上げ、誰もががり患しうること、若年で発症する疾患が多いこと、適切な対処により回復し生活の質の向上が可能であることなどを理解できるようにする。

その際、アルコール、薬物などの物質への依存症に加えて、ギャンブル等への過剰な参加は習慣化すると嗜癖(しへき)行動になる危険性があり、日常生活にも悪影響を及ぼすことに触れるようにする。

教師向け指導参考資料

『「ギャンブル等依存症」などを予防するために』（平成31年3月）

- ・目的：ギャンブル等依存症を含む依存症に関する指導を行うため。
- ・主な対象：高等学校等教職員
- ・内容

- 1「依存症」とは
 - ①依存症
 - ②行動嗜癖を生み出す要因
 - ③やめられなくなる脳の仕組み
 - ④行動嗜癖が及ぼす影響
 - ⑤行動嗜癖の疾患としての位置付け
- 2嗜癖行動について
 - ①ギャンブル等
 - ②ゲーム
- 3行動嗜癖への対応
 - ①学校における教育
 - ②家庭との連携
 - ③相談機関・専門医療機関の活用



子供向け啓発資料

「行動嗜癖を知っていますか？」ギャンブル等にのめり込まないために (令和2年3月)

- ・目的：ギャンブル等依存症を含む依存症に関する指導を行うため。
- ・主な対象：高等学校生徒
- ・内容

- 1「嗜癖」とは
 - 物質依存と行動嗜癖
- 2嗜癖行動について
 - 行動嗜癖を生み出す要因
 - 行動嗜癖による様々な影響
- 3ギャンブル等にのめり込むことにより問題化するプロセス
- 4行動の振り返りと5年後の自分



<参考> ギャンブル等依存症・オンラインカジノに関する広報啓発資料

家族がギャンブルをやめてくれない...

ギャンブルで借金が膨らんだ...

もしかしてギャンブル等依存症かも?

ひとりで悩まずご連絡ください
本人はもちろんご家族だけでもご相談できます

依存症について相談するなら
全国の相談窓口・医療機関等へ

債務等について相談するなら
金銭庁多重債務相談窓口
消費者ホットライン188

内閣官房 消費者庁 厚生労働省 金融庁

【令和5年5月作成】（作成取りまとめ：消費者庁）

【消費者庁ウェブサイト】

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_012/



日本国内ではオンラインカジノに
接続して賭博を行うことは
犯罪です!

「知らなかった」では
済まされません!

賭博罪
賭博をした者は、
50万円以下の罰金
又は科料

常習賭博罪
常習として賭博を
した者は、3年
以下の懲役

詳細は警察庁
ホームページにて

警察庁・消費者庁

【警察庁ウェブサイト】

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/hoan/onlinecasino/onlinecasino.html>



オンラインカジノとは?
オンラインカジノは、
オンライン上でギャンブルなどを
行い、その結果に現金・仮想通貨・
電子マネーなどを賭けるもの

オンラインカジノは犯罪です!

海外サイトでも、「利用」「広める」「誘う」はすべて犯罪!

オンラインカジノで被害を受ける
もっとお金を稼ごう...
犯罪を犯して近づく
借金が増える...
犯罪を犯して近づく
借金が増える...
犯罪を犯して近づく
借金が増える...

フィルタリングを設定して!

フィルタリングとは?
オンラインカジノ/サイトなどのあらゆる違法・有害な
サイトからみなさんを守るサービスのこと。
利用時間の制限など、適切にスマートフォンを使う
ための機能もあります!

【保護者のみなさまへ】
青少年のオンラインカジノ/利用は、高い
依存性があり、悪影響を及ぼす。見守る
責任が重く、適切なフィルタリング設定を
しましょう。フィルタリング設定をして、「違法・有害
な」サイトから子どもを守りましょう!

実際に起きていることでネットの使い方を考えよう!
インターネットトラブル事例集はこちら
https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/trouble/
インターネットトラブル事例集の「身近な人と一緒に考えよう
オンラインカジノは犯罪です!」では、もっと詳しく解説しています。

総務省 警察庁
トラブル事例集 オンラインカジノ 青少年保護対策

【総務省ウェブサイト】

https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/trouble/reference/reference08.html



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN